

○固定資産評価基準 平成12年度基準【部分掲載】(No.22 平成11年05月18日告示第132号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)
昭和39年01月25日	自治省告示第3号・一部改正	(現No.02)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一)※償却資産のみ
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)
昭和59年12月25日	自治省告示第214号・一部改正	(現No.14)
昭和62年12月23日	自治省告示第191号・一部改正	(現No.15)
平成02年12月25日	自治省告示第203号・一部改正	(現No.16)
平成05年11月22日	自治省告示第136号・一部改正	(現No.17)
平成08年09月03日	自治省告示第192号・一部改正	(現No.18)
平成08年10月24日	自治省告示第242号・一部改正	(現No.19)
平成08年12月24日	自治省告示第289号・一部改正	(現No.20)
平成10年03月16日	自治省告示第87号・一部改正	(現No.21)
平成11年05月18日	自治省告示第132号・一部改正	(現No.22)

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)

第3節 宅地

第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)

第5節 鉱泉地

第6節 池沼

第7節 山林

第8節 牧場

第9節 原野

第10節 雑種地 (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)

第11節 その他 (追加:平08.12告示192号)

第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)

第2章 家屋

第1節 通則

第2節 木造家屋

第3節 非木造家屋

第4節 経過措置

第3章 償却資産

第1節 償却資産

第2節 取替資産の評価の特例

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産にかかる評価の特例

第5節 経過措置 (追加:昭47.12告示304号)

第1章 土地

第1節～第2節の2 (略)

第3節 宅地

一 宅地の評価

宅地(本節四及び五に定めるものを除く。)の評価は、各筆の宅地について評点数を付設し、当該評点数を評点一点当りの価額に乗じて各筆の宅地の価額を求める方法によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

二 評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、市町村の宅地の状況に応じ、主として市街地的形態を形成する地域における宅地については「市街地宅地評価法」によつて、主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地については「その他の宅地評定法」によつて付設するものとする。ただし、市町村の宅地の状況に応じ必要があるときは、主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地についても、「市街地宅地評定法」によつて各筆の宅地の評点数を付設することができるものとする。

(一)「市街地宅地評定法」による宅地の評点数の付設

1「市街地宅地評定法」による宅地の評点数の付設の順序

「市街地宅地評定法」による宅地の評点数の付設は、次によるものとする。

(1) 市町村の宅地を商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等に区分し、当該各地区について、その状況が相当に相違する地域ごとに、その主要な街路に沿接する宅地のうちから標準宅地を選定するものと

する。(一部改正:昭59.12告示214号)

(2) 標準宅地について、売買実例価額から評定する適正な時価を求め、これに基づいて当該標準宅地の沿接する主要な街路について路線価を付設し、これに比準して主要な街路以外の街路(以下「その他の街路」という。)の路線価を付設するものとする。

(3) 路線価を基準とし、「画地計算法」(別表第3)を適用して、各筆の宅地の評点数を付設するものとする。

2 標準宅地の選定

標準宅地は、次により選定するものとする。

(1) 宅地の利用状況を基準とし、市町村の宅地を商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区(温泉街地区、門前仲見世地区、名勝地区等をいう。)等に区分する。この場合において、必要に応じ、商業地区にあつては繁華街、高度商業地区(Ⅰ、Ⅱ)、普通商業地区等に、住宅地区にあつては高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区等に、工業地区にあつては大工場地区、中小工場地区、家内工場地区等に、それぞれ区分するものとする。(一部改正:昭59.12告示214号、一部改正:平08.09告示192号)

(2) (1)によつて区分した各地区を、街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便等からみて相当に相違する地域ごとに区分し、当該地域の主要な街路に沿接する宅地のうち、奥行、間口、形状等の状況が当該地域において標準的なものと認められるものを選定するものとする。(一部改正:昭和44.12告示201号)

3 路線価の付設

路線価は、主要な街路及びその他の街路の別に、それぞれ、次により付設するものとする。

(1) 主要な街路について付設する路線価は、当該主要な街路に沿接する標準宅地の単位地積当りの適正な時価に基づいて付設するものとする。この場合において、標準宅地が「画地計算法」を適用すべきものであるときは、当該標準宅地の沿接する主要な街路に付設する路線価は、当該標準宅地の適正な時価に基づき、仮りに当該標準宅地の位置に「画地計算法」を適用する必要がない宅地があるものとした場合における当該宅地の単位地積当りの適正な時価を算出し、これに基づいて付設するものとする。

(一部改正:昭44.12告示201号)

標準宅地の適正な時価は、次によつて、宅地の売買実例価額から評定するものとする。

ア 売買が行なわれた宅地(以下「売買宅地」という。)の売買実例価額について、その内容を検討し、正常と認められない条件がある場合においては、これを修正して、売買宅地の正常売買価格を求める。

イ 当該売買宅地と標準宅地の位置、利用上の便等の相違を考慮し、アによつて求められた当該売買宅地の正常売買価格から標準宅地の適正な時価を評定する。

ウ イによつて標準宅地の適正な時価を評定する場合においては、基準宅地(三の2の(1))によつて標準宅地のうちから選定した基準宅地をいう。)との評価の均衡及び標準宅地相互間の評価の均衡を総合的に考慮する。

(2) その他の街路について付設する路線価は、近傍の主要な街路の路線価を基礎とし、主要な街路に沿接する標準宅地とその他の街路に沿接する宅地との間における街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他の宅地の利用上の便等の相違を総合的に考慮して付設するものとする。

4 各筆の宅地の評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、路線価を基礎とし、「画地計算法」を適用して付設するものとする。この場合において、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、「画地計算法」の付表等について、所要の補正をして、これを適用するものとする。

(二)「その他の宅地評価法」による宅地の評点数の付設

1 「その他の宅地評価法」による宅地の評点数の付設の順序

「その他の宅地評価法」による宅地の評点数の付設は、次によるものとする。

(1) 状況類似地区を区分するものとする。

(2) 状況類似地区ごとに標準宅地を選定するものとする。

(3) 標準宅地について売買実例価額から評定する適正な時価に基づいて評点数を付設するものとする。

(4) 標準宅地の評点数の比準して、状況類似地区内の各筆の宅地の評点数を付設するものとする。

2 状況類似地区の区分

状況類似地区は、宅地の沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の疎密度その他宅地の利用上の便等を総合的に考慮し、おおむねその状況が類似していると認められる宅地の所在する地区ごとに区分するものとする。

3 標準宅地の選定

標準宅地は、状況類似地区ごとに、道路に沿接する宅地のうち、奥行、間口、形状等からみて、標準的なものと認められるものを選定するものとする。(一部改正:昭44.12告示201号)

4 標準宅地の評点数の付設

標準宅地の評点数は、次によつて、宅地の売買実例価額から評定する当該標準宅地の適正な時価に基づいて付設するものとする。

(1) 売買宅地の売買実例価額について、その内容を検討し、正常と認められない条件がある場合においては、これを修正して、売買宅地の正常売買価額をもとめるものとする。

(2) 当該売買宅地と標準宅地の位置、利用上の便等の相違を考慮し、(1)によつて求められた当該売買宅地の正常売買価額からの標準宅地の適正な時価を評定するものとする。

(3) (2)によつて標準宅地の適正な時価を評定する場合においては、基準宅地(三の2(1))によつて標準宅地のうちから選定した基準宅地をいう。)との評価の均衡及び標準宅地相互間の評価の均衡を総合的に考慮するものとする。

5 各筆の宅地の評点数の付設

各筆の宅地の評点数は、標準宅地の単位地積当り評点数に「宅地の比準表」(別表第4)により求めた各筆の宅地の比準割合を乗じ、これに各筆の地積を乗じて付設するものとする。この場合において、市町村長は、宅地の状況に応じ、必要があるときは、「宅地の比準表」について、所要の補正をして、これを適

用するものとする。(一部改正:昭44.12告示201号)

三 評点一点当りの価額の決定及び指示平均価額の算定

1 評点一点当りの価額の決定

評点一点当りの価額は、宅地の指示平均価額に宅地の総地積を乗じ、これをその付設総評点数(二によつて付設した各筆の宅地の評点数を合計した総評点数をいう。)で除した額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、指示平均価額は、指定市町村にあつては、自治大臣が算定し、都道府県知事を経由して市町村長に指示するものにより、指定市町村以外の市町村にあつては、自治大臣の指示に基づき、都道府県知事が算定し、市町村長に指示するものによるものとする。

2 指定市町村の指示平均価額の算定

自治大臣は、次により、指定市町村の宅地の総評価見込額を算出し、これをその総地積で除して指定市町村の宅地の指示平均価額を算出するものとする。

(1) 市町村長は、「市街地宅地評価法」を適用して各筆の宅地の評点数を付設している場合にあつては最高の路線価を付設した街路に沿接する標準宅地を、「その他の宅地評価法」のみを適用して各筆の宅地の評点数を付設している場合にあつては単位地積当りの適正な時価が最高である標準宅地を、基準宅地として選定するものとする。(一部改正:昭44.12告示201号)

(2) 市町村長は、二の(一)の3によつて、市町村長が付設した路線価及び評定した標準宅地(基準宅地を含む。)の適正な時価並びに二の(二)の4によつて市町村長が評定した標準宅地(基準宅地を含む。)の適正な時価その他の自治大臣の指示する事項を都道府県知事を経由して自治大臣に申し出るものとする。

(3) 自治大臣は、市町村長が評定した基準宅地の適正な時価(基準宅地の適正な時価に基づいて付設した路線価を含む。以下同様とする。)について検討し、次いで、当該市町村長が評定した標準宅地の適正な時価(標準宅地の適正な時価に基づいて付設した路線価を含む。以下同様とする。)及び当該市町村の宅地の評点付設の状況等を検討するものとする。この場合において、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、市町村長が評定した基準宅地の適正な時価について所要の調整を行ない、これを基準として、標準宅地の適正な時価及び宅地の付設評点数について所要の調整を行なうものとする。

(4) 自治大臣は、次により、指定市町村の宅地の総評価見込額を算出するものとする。

ア (2)によつて、市町村長が申し出た路線価((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の路線価)又は標準宅地(基準宅地を含む。)の適正な時価((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の価格)と当該街路の前年度の路線価又は当該標準宅地の前年度の評価額との割合を求める。

イ 指定市町村の宅地をアの割合が同様であると認められる地区ごとに区分する。この場合において、当該割合が同様であると認められる地区は、路線価の異なる地域又は状況類似地区ごとに認定するものとするが、相互に当該割合が同様であると認められる地域又は状況類似地区は、これらを合わせ、一の地域又は一の状況類似地区内で当該割合が異なる認められる地区があるときは、当該割合が異なる地区ごとに区分する。

ウ アの割合が同様であると認められる地区ごとに、当該地区における宅地の前年度の評価額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該地区の宅地の評価見込額を算出する。

エ ウによつて算出した各地区の宅地の評価見込額を合計して当該指定市町村の宅地の総評価見込額を算出する。

(5) (4)によつて、自治大臣が算定した総評価見込額と当該指定市町村の長が固定資産評価基準によつて算定した総評価額の見込額が相違する場合においては、自治大臣は、当該指定市町村における宅地の評価方法の内容を検討し、必要があると認めるときは、当該指定市町村における総評価額の見込額を基礎として総評価見込額を修正するものとする。

3 指定市町村以外の市町村の指定平均価額の算定

(1) 都道府県知事は、指定市町村以外の市町村について、2と同様の方法によつて、市町村の宅地の総評価見込額を算定し、これをその総地積で除して当該市町村の宅地の指示平均価格を算定するものとする。この場合において、市町村長が評定した基準宅地の適正な時価を検討するにあつては、指定市町村の基準宅地の適正な時価(2の(3)によつて、自治大臣が所要の調整をした場合においては、調整後の価額)との均衡を考慮するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)によつて算定した指定市町村以外の市町村の指示平均価額及びその算定の基準を自治大臣に報告するものとする。

(3) 自治大臣は、(2)によつて都道府県知事が報告した指示平均価額及びその算定の基礎を検討し、市町村間の評価の均衡上必要があるときは、指示平均価額について所要の修正を行なうよう関係都道府県知事に指示するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)による自治大臣の指示があつた場合においては、その指示に基づき、関係市町村の指示平均価額について所要の修正を行なうものとする。

四 農業用施設の用に供する宅地の評価 (本項追加:平11.05告示132号)

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農用地区域」という。)内又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域(以下「市街化調整区域」という。)内に存する農業用施設(農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に規定する施設をいう。以下本節において同じ。)の用に供する宅地の評価は、
付近の農地の価額を基準として求めた価額に当該宅地を農地から転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市街化調整区域内に存する農業用施設の用に供する宅地(農用地区域内に存するものを除く。)で、当該宅地の近傍の土地との評価の均衡上、上記の方法によつて評価することが適当でない認められるものについては、この限りでない。

五 生産緑地地区内の宅地の評価 (本項追加:平11.05告示132号)

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区(以下「生産緑地

地区」という。)の区域内に存する宅地の評価は、当該生産緑地地区の区域内に存する同法第2条第1号に規定する農地等の価額を基準として求めた価額に当該宅地を当該農地等から転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、生産緑地法第8条第1項ただし書に規定する行為に係る宅地で、生産緑地地区の区域外に存する宅地との評価の均衡上、上記の方法によつて評価することが適当でない認められるもの又は同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除された宅地については、この限りでない。

第4節 削除 (本節削除:平08.12告示289号)

第5節 鉱泉地

二 鉱泉地の評価 (一部改正:昭44.12告示201号、全改:平11.05告示132号)

鉱泉地の評価は、当該鉱泉地の基準年度の前年度の価額に当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額の前基準年度における価額に対する割合を乗じて求める方法によるものとする。ただし、新たに鉱泉地となつた土地又は上記の方法によつて評価することが適当でない市町村長が判断した鉱泉地については、当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地と状況が類似する温泉地に係る鉱泉地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。また、湯温又はゆう出量等に急激な変化が生じたことにより、当該基準年度の前年度における価額を基礎として求めた価額が適当でない認められるときは、必要に応じ、当該価額に増減する額を加算し、又は控除した後の価額によつて当該鉱泉地の基準年度の価額を求める方法によるものとする。

鉱泉地の評価は、自治大臣が定める基本価額に温泉地指数とゆう出量指数とを乗じて各筆の鉱泉地の価額を求める方法によるものとする。ただし、水蒸気その他のガスを噴出する鉱泉地については、売買実例価額があるものにあつては、当該売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法により、売買実例価額がないものにあつては、当該鉱泉地の位置、利用状況等を考慮し、他の鉱泉地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

三 温泉地指数

温泉地指数は、「温泉地指数表」(別表第5)に掲げる温泉地については、同表に掲げる指数により、その他の温泉地については、「温泉地指数表」に掲げる指数を基礎とし、当該温泉地とその他の温泉地との間における景況等の相違を総合的に考慮して都道府県知事が定める指数によるものとする。この場合において、市町村長は、一の温泉地内でその景況等が著しく異なるため必要があるときは、景況等の異なるごとに、その景況等の相違に応じ、当該温泉地にかかる温泉地指数を補正して適用するものとする。

三 ゆう出量指数

ゆう出量指数は、「ゆう出量指数表」(別表第6)を適用して求めるものとする。

二四 こ湯した鉱泉地等の評価の特例

こ湯した鉱泉地又は未利用の鉱泉地については、一によつて求めた価額を、その実情に応じ、減額して評価するものとする。(二項繰上:平11.05告示132号、<旧第二項温泉地指数及び第三項ゆう出量指数削除>)

第6節～第11節 (略)

第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、節繰下:平08.12告示289号)

- 一 宅地の評価において、第3節二(一)3(1)及び第3節二(二)4の標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法(昭和44年法律第49号)による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価からもとめられた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目途として評定するものとする。
- 二 平成9年度の宅地の評価においては、市町村長は、平成8年1月1日から平成8年7月1日までの間に標準宅地等の価格が下落したと認められる場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に修正を加えることができるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- 三 鉱泉地の評価において用いる当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額及び前基準年度における価額は、第3節及び本節一によつて求めた評価額とする。(本項追加:平11.05告示132号)

第2章 家屋

第1節 通則

一 家屋の評価

家屋の評価は、木造家屋及び木造家屋以外の家屋(以下「非木造家屋」という。)の区分に従い、各個の家屋について評点数を付設し、当該評点数にを評点一点当りの価額にを乗じて各個の家屋の価額を求める方法によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

二 評点数の付設

各個の家屋の評点数は、当該家屋の再建築費評点数を基礎とし、これに家屋の損耗の状況による減点を 行つて付設するものとする。この場合において、家屋の状況に応じ必要があるものについては、さらに家屋の需給事情による減点を 行うものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

三 評点一点当りの価額の決定及び指示平均価額の算定

1 評点一点当りの価額の決定

評点一点当りの価額は、木造家屋又は非木造家屋の指示平均価額に木造家屋又は非木造家屋の総床面積を乗じ、これをその付設総評点数(第2節又は第3節によつて付設した各個の木造家屋又は非木造家屋の評点数を合計した総評点数をいう。)で除して得た額に基づいて市町村長が決定するものとする。この場合において、指示平均価額は、自治大臣が都道府県ごとに指定する市(以下本章において「指定市」という。)にあつては、自治大臣が算定し、都道府県知事を経由して指定市の長に指示するものにより、指定市以外の市町村にあつては、自治大臣の指示に基づき、都道府県知事が算定し、市町村長に指示するものによるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

2 指定市の指示平均価額の算定

自治大臣は、木造家屋又は非木造家屋の別に、次により、指定市の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して、指定市の家屋の指示平均価額を算出するものとする。

- (1) 指定市の長は、自治大臣の指示に基づき、当該市に所在する家屋を構造、程度等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準的な家屋を基準家屋として選定するものとする。
- (2) 指定市の長は、基準家屋について固定資産評価基準によつて付設した評点数及び当該基準家屋の前年度の評価額その他自治大臣の指示する事項を都道府県知事を経由して自治大臣に申し出るものとする。
- (3) 自治大臣は、指定市の長が申し出た基準家屋の評点数について検討し、その検討の結果に基づき、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、当該評点数について所要の調整を 行う ものとする。
- (4) 自治大臣は、指定市に所在する家屋について、次により、在来分の家屋(新增分の家屋以外の家屋をいう。)及び新增分の家屋(当該年度において新たに課税の対象となる家屋をいう。)の別に、総評価見込額を算出し、これを合計して指定市の家屋の総評価見込額を算出するものとする。

ア 在来分の家屋の総評価見込額の算出

- (ア) (2)によつて指定市の長が申し出た在来分の基準家屋の評点数((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数)に、自治大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乘以、当該基準家屋の評価見込額を求めるものとする。この場合において、自治大臣が定める率は、資材費、労務費及び建築工事に直接必要とする諸経費等の工事原価(以下「工事原価」という。)に相当する費用の東京都(特別区の区域)における物価水準に対する当該指定市における物価水準の割合」と「家屋の再建築費のうち、工事原価に相当する費用に対する当該費用以外の費用の割合に一を加えた数値」とを相乗した率を基礎として定めるものとする。(一改正:昭47.12告示304号)

- (イ) (ア)によつて求めた基準家屋の評価見込額の前年度の評価額に対する割合を求める。

- (ウ) 指定市に所在する在来分の家屋を(イ)の割合が同様であると認められる家屋ごとに区分する。この場合において、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、(1)によつて区分した家屋の区分ごとに認定するものとするが、当該割合が同様であると認められる家屋の区分は、これらを合わせ、一の家屋の区分に属するものうちで当該割合が異なると認められるものがあるときは、当該割合が異なるものごとに区分する。

- (エ) (イ)の割合が同様であると認められる家屋の区分ごとに、その前年度の評価額の合計額に当該割合を基準として求めた割合を乗じて当該区分に係る家屋の評価見込額を算出する。

- (オ) (エ)によつて算出した家屋の各区分に係る評価見込額を合計して在来分の家屋の総評価見込額を算出する。(一部改正:平11.05告示132号)

イ 新增分の家屋の総評価見込額の算出

- (イ) (2)によつて指定市の長が申し出た新增分の基準家屋の単位床面積当たり評点数((3)によつて、これに所要の調整を加えた場合にあつては、調整後の評点数)にアの(ア)の自治大臣が定める率を乗じて得た数値を一円に乘以、当該家屋に係る単位床面積当たり評価見込額を求めるものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

- (ウ) 当該指定市における評点付設の状況を検討し、新增分の家屋を基準家屋に類似する家屋ごとに区分する。

- (エ) (イ)の基準家屋の単位床面積当たり評価見込額を基礎として求めた単位床面積当たり評価見込額に(ウ)によつて区分された家屋の床面積を乗じて当該区分に係る家屋の評価見込額を算出する。

(一部改正:平11.05告示132号)

- (オ) (エ)によつて算出された家屋の各区分に係る評価見込額を合計して新增分の家屋の総評価見込額を算出する。(一部改正:平11.05告示132号)

- (5) (4)によつて自治大臣が算出した総評価見込額と当該指定市の長が固定資産評価基準によつて付設する見込総評点数を一円に乘以して得た額とが相違するも場合において、その相違が自治大臣が総評価見込額を算出するに当たつて用いた(4)の(ア)の(ア)の自治大臣が定める率に係るものである場合を除き、自治大臣は、当該指定市における家屋の評価方法の内容を検討し、必要があると認めるときは当該指定市における見込総評点数を基礎として総評価見込額を修正するものとする。

3 指定市以外の市町村の指示平均価額の算定

- (1) 都道府県知事は、指定市以外の市町村について、木造家屋又は非木造家屋の別に、2と同様の方法によつて、市町村の家屋の総評価見込額を算出し、これをその総床面積で除して当該市町村の木造家屋又は非木造家屋の指示平均価額を算定するものとする。

- (2) 都道府県知事は、(1)によつて算定した市町村の指示平均価額及びその算定の基礎を自治大臣に報告するものとする。

- (3) 自治大臣は、(2)によつて都道府県知事が報告した指示平均価額及びその算定の基礎を検討し、市町村間の評価の均衡上必要があると認めるときは、指示平均価額について所要の修正を 行う よう関係都道府県知事に指示するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (4) 都道府県知事は、(3)による自治大臣の指示があつた場合においては、その指示に基づき、関係市町村の指示平均価額について、所要の修正を 行う ものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

四 増築された家屋の評価

一棟(ひとむね)の家屋に増築された部分があるときは、当該家屋を増築された部分とその他の部分とに区分して評点数を付設するものとする。ただし、実情に応じ増築された部分とその他の部分とに区分することが困難であると認められる場合等においては、これを区分しないで評点数を付設しても 差し支えない ものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

五 非課税部分等のある家屋の価値の区分

一棟(ひとむね)の家屋について固定資産税を課することができる部分とこれを課することができない部分とがある場合その他一棟(ひとむね)の家屋の価額を二以上の部分に区分して求める必要がある場合においては、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めるものとする。ただし、それぞれの部分ごとに区分して価額を求めることが困難であると認められるときは、当該家屋の価額をそれぞれの部分の占める床面積の割合その他それぞれの部分の価額を求めるのに適当と認められる基準によつてあん分してそれぞれの部分の価額を求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

六 再建築費評点基準表の補正等

- 市町村長は、「木造家屋再建築費評点基準表」(別表第8)(以下「木造家屋評点基準表」という。)又は「非木造家屋再建築費評点基準表」(別表第12)(以下「非木造家屋評点基準表」という。)を当該市町村に所在する家屋について適用する場合において木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表について所要の補正を **行い**、これを適用することができるものとする。
(一部改正:平11.05告示132号)
- 市町村長は、当該市町村に所在する家屋で当該家屋の構造等からみて木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を適用して評価することが困難なものがあるとき、又は適当でないものがあるときは、当該家屋の構造、様式、施工量等の実態に応じ、水造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表の例によつて当該家屋に係る木造家屋評点基準表又は非木造家屋評点基準表を作成してこれを適用するものとする。
(一部改正:平11.05告示132号)

七 建築設備の評価

家屋の所有者が所有する **電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等**の建築設備で当該家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となつているものについては、家屋に含めて評価するものとする。(一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平11.05告示132号)

第2節 木造家屋

一 評点数の算出方法 (全改:平10.03告示87号)

- 木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該木造家屋について需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。

[算式]

評点数 = 再建築費評点数 × 損耗の状況による減点補正率

- 再建築費評点数の算出方法は、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」、「三 部分別比準による再建築費評点数の算出方法」又は「三の二 総合比準による再建築費評点数の算出方法」に定めるもののいずれかによるものとする。

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、当該木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

(後段削除:昭和47.12告示第304号、一部改正:平10.03告示87号)

木造家屋評点基準表によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて当該木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

木造家屋の再建築費評点数は、次の「木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。

[木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 木造家屋評点基準表の適用

木造家屋評点基準表の適用に **当たつては**、次によつて、各個の木造家屋に適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(1) 各個の木造家屋の構造の相違に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかにかわらず、当該木造家屋の本来の構造によりその適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(後段削除:昭和47.12告示第304号)

(2) 木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に **係る**木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(3) 一棟(ひとむね)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

2 床面積の算定

各個の木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室又はこれに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号)

木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。(全改:平11.05告示132号)

部分別	内 容
(1) 屋 根	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根小屋組(やねこやぐみ)、屋根仕上(やねしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
ア 屋根小屋組	
種 別	内 容
(7) 和小屋組 (わごやぐみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とびばり)を含む。)小屋束(こやつか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、榑木(たるぎ)
(イ) 洋小屋組 (ようごやぐみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、(梁狭(はりはざま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(かつしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、小屋筋違(こやすじかい)、母屋(もや)、棟木(むなぎ)、谷木(たにぎ)、榑木(たるぎ)
イ 屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)	

	裏板(うらいた)(野地板(のじいた)又は野地小舞(のじまい)、土居葺(どいぶき)、(柿板(けけらいた)、檜板(ひのきいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦棧(かわらざん)、土留棧(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんふきしあげ)材料、(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)										
(2) 基礎	建物を支える建物の基脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 準備工事</td> <td>敷地整理(しきぢせいり)、水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根伐(ねざり)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 地業工事</td> <td>砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 基礎工事</td> <td>石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内 容	(ア) 準備工事	敷地整理(しきぢせいり)、水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根伐(ねざり)	(イ) 地業工事	砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)	(ウ) 基礎工事	石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分		
種別	内 容										
(ア) 準備工事	敷地整理(しきぢせいり)、水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根伐(ねざり)										
(イ) 地業工事	砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)										
(ウ) 基礎工事	石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分										
(3) 外 壁	建物の外周壁(がいしゅうへき)の壁面仕上(へきめんしあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内 容	(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)				
種別	内 容										
(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(4) 柱・壁 体	建物の壁体骨組(へきたいほねぐみ)を構成する部分のうち柱及び枠組壁体(わくぐみへきたい)等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 土 台</td> <td>側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 柱</td> <td>通柱(とおししら)、管柱(くだばしら)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 枠組壁体</td> <td>上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)</td> </tr> <tr> <td>(エ) その 他</td> <td>筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内 容	(ア) 土 台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)	(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだばしら)	(ウ) 枠組壁体	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)	(エ) その 他	筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)
種別	内 容										
(ア) 土 台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)										
(イ) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだばしら)										
(ウ) 枠組壁体	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)										
(エ) その 他	筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)										
(5) 内 壁	間仕切壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内 容	(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)				
種別	内 容										
(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(6) 天 井	天井面の仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね 次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 竿縁天井(さおぶちてんじょう)</td> <td>釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、天 井板</td> </tr> <tr> <td>(イ) 格天井(ごうてんじょう)</td> <td>釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡 板、塗装</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内 容	(ア) 竿縁天井(さおぶちてんじょう)	釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、天 井板	(イ) 格天井(ごうてんじょう)	釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡 板、塗装				
種別	内 容										
(ア) 竿縁天井(さおぶちてんじょう)	釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、天 井板										
(イ) 格天井(ごうてんじょう)	釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(ごうぶち)、野縁(のぶち)、鏡 板、塗装										
(7) 造 作	建物の装飾等の目的をもつて各部構造体に取り付けられるものをいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 敷居(しきい)、鴨居(かもい)、長押(ながし)、釣束(つりづか)、楣(まぐさ)、窓台(まどだい)、付鴨居(つけかもい)、臺寄(たたいよせ)、中束(なかづか)、無目(むめ)、上枠(うわく)、壁枠(たてわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、欄間(らんま)、手摺(てすり)、床間(とこのま)(書院(しよいん)、脇床(わきどこ)を含む。)										
(8) 床	叩床(たたきゆか)、転床(ころばしゆか)、束立床(つかたてゆか)及び階上床(かいじょうゆか)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 叩床(たたきゆか)</td> <td>地盤面に直接割栗石(わりくりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 転床(ころばしゆか)</td> <td>玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 束立床(つかたてゆか)</td> <td>束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根擲貫(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 階上床(かいじょうゆか)</td> <td>梁(はり)、台輪(たいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内 容	(ア) 叩床(たたきゆか)	地盤面に直接割栗石(わりくりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。	(イ) 転床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。	(ウ) 束立床(つかたてゆか)	束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根擲貫(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)	(エ) 階上床(かいじょうゆか)	梁(はり)、台輪(たいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)
種別	内 容										
(ア) 叩床(たたきゆか)	地盤面に直接割栗石(わりくりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。										
(イ) 転床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。										
(ウ) 束立床(つかたてゆか)	束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根擲貫(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)										
(エ) 階上床(かいじょうゆか)	梁(はり)、台輪(たいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)										
(9) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ふすま)、障子(しょうじ)、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口戸等をいう。										
(10) その他工事	(1)から(9)まで及び(11)のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひさし)、樋(と)い及び階段等がこれに含まれる。										
(11) 建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。										

4 評点項目及び標準評点数

(1)「評点項目」は、木造家屋の構造に応じ、木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている

資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点数を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一元を一点として表しているものである。から、~~各市町村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用するものとする。~~

(一部削除:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号)

- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分に二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

5 補正項目及び補正係数

- (1) 木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」の欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によつて標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。

- (2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三 部分別比準による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

部分別比準による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

- 1 当該市町村に所在する木造家屋をその実態に応じ構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき木造家屋を標準木造家屋として定める。(一部改正:平10.03告示87号)
- 2 標準木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。(一部改正:平10.03告示87号)
- 3 次によつて標準木造家屋と同一の区分に属し、当該標準木造家屋の再建築費評点数に基づいて再建築費評点数を付設する木造家屋(以下「比準木造家屋」という。)に係る再建築費評点比準表を定める。
 - (1) 2によつて付設した標準木造家屋の再建築費評点数に基づいて当該標準木造家屋の各部分別の評点項目ごとに標準評点数を定める。(一部改正:平10.03告示87号)
 - (2) 比準木造家屋と標準木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違に応じ、比準木造家屋について当該標準木造家屋の標準評点数を補正するために必要な補正増減点並びに補正項目及びこれに応ずる補正係数を定める。(一部改正:平10.03告示87号)
 - (3) (1)によつて定めた標準木造家屋の標準評点数及び(2)によつて定めた比準木造家屋に適用する補正増減点並びに補正項目及びこれに応ずる補正係数に基づいて比準木造家屋に係る再建築費評点基準表を定める。(一部改正:平10.03告示87号)
- 4 比準木造家屋に係る再建築費評点基準表によつて各個の比準木造家屋の再建築費評点数を付設する。(一部改正:平10.03告示87号)

三の二 総合比準による再建築費評点数の算出方法 (第三の二項追加:昭41.10告示142号、一部改正:平10.03告示87号)

総合比準による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

- 1 当該市町村に所在する木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき木造家屋を標準木造家屋として定める。(一部改正:平10.03告示87号)
- 2 標準木造家屋について、二又は三によつて再建築費評点数を付設する。(一部改正:平10.03告示87号)
- 3 標準木造家屋以外の木造家屋で当該標準木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下「比準木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準木造家屋と当該標準木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を総合的に考慮し、当該標準木造家屋の再建築費評点数に比準して付設する。(一部改正:平10.03告示87号)

四 損耗の状況による減点補正率の算出方法

木造家屋の損耗による減点補正率は、「木造家屋経年減点補正率基準表」(別表第9)によつて求めるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該木造家屋の状況からみて木造家屋経年減点補正率基準表によつて損耗の状況による減点補正率を求めることが適当でないと認められる場合又は当該木造家屋の経過年数が明確でない等の事由により木造家屋経年限定減点補正率基準表によることができない場合においては、「木造家屋部分別損耗減点補正率基準表(別表第10)又は「木造家屋総合損耗減点補正率基準表」(別表第11)によつて求めるものとする。

木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算

出するものとする。

〔損耗の状況による減点補正率の算出要領〕

1 経過年数に応ずる減点補正率

- (1) 経過年数に応ずる減点補正率(以下本節において「経年減点補正率」という。)は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであつて、木造家屋の構造区分及びその単位床面積当り延べ床面積1.0m²当たり再建築費評点数の区分に従い、木造家屋経年減点補正率基準表に示されている当該木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (2) 木造家屋の損耗が積雪又は寒冷によつて増大する地域に属する市町村に所在する木造家屋の経年減点補正率は、木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、自治大臣が当該市町村について定める「積雪地域又は寒冷地域の級地の区分」(別表第9の2)に定める市町村ごとの積雪地域又は寒冷地域の級地の区分に応じ次表に掲げる率(当該市町村が積雪地域又は寒冷地域に該当するときは、それぞれの率を合計して得た率とし、その率が百分の二十五を超えるときは百分の二十五とする。)を一から控除して得られる補正率を乗じたものによるものとする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。(一部改正:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)

率	積雪地域の率	寒冷地域の率
級地区分		
1 級地	百分の十	百分の五
2 級地	百分の十五	百分の八
3 級地	百分の二十	百分の十
4 級地	百分の二十五	百分の十三
5 級地	—	百分の十五

(一部改正:昭44.12告示201号、全改:昭和47.12告示304号、全改:平05.11告示136号)

- (3) 経過年数が一年未満であるとき又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟(ひとむ)の木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれの部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

- (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率(以下本節において「損耗減点補正率」をいう。)による補正は、各部分別の損耗の現況を建築当初の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めた木造家屋の損耗を減点して補正するものであつて、損耗減点補正率は、市町村の実情に応じ、木造家屋部分別損耗減点補正率基準表又は木造家屋総合損耗減点補正率基準表のいずれか一によつて求めるものとする。
- (2) 木造家屋部分別損耗減点補正率基準表によつて各部分別に損耗減点補正率を求めるに当たつては、次によるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
 - A 部分別の損耗減点補正率は、木造家屋の各部分ごとに当該部分を通ずる損耗の状況に応じ、一の損耗減点補正率を求める。
 - I 一の部分に二以上の使用資材の種別に該当する工事が施工されているときは、その異なる各工事ごとの損耗の状況に応ずる損耗減点補正率、当該工事の施工部分が当該部分の全体に占める割合等を基礎として部分別の損耗減点補正率を求める。
- (3) 木造家屋総合損耗減点補正率基準表によつて、木造家屋の損耗減点補正率を求める場合においては、当該木造家屋の全体を通ずる損耗の状況に応じ、木造家屋総合損耗減点補正率基準表に示されている損耗減点補正率の範囲において該当する損耗減点補正率を求めるものとする。

五 需給事情による減点補正率の算出方法

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている木造家屋、所在地域の状況によりその価格が減少すると認められる木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第3節 非木造家屋

一 評点数の算出方法 (全改:平10.03告示87号)

- 1 非木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、当該非木造家屋について需給事情による減点を行う必要があると認めるときは、当該非木造家屋の評点数は、次の算式によつて求めた評点数に需給事情による減点補正率を乗じて求めるものとする。

〔算式〕

評点数＝再建築費評点数×損耗の状況による減点補正率

- 2 再建築費評点数の算出方法は、「二 部分別による再建築費評点数の算出方法」、「二の二 部分別比率による再建築費評点数の算出方法」又は「二の三 総合比率による再建築費評点数の算出方法」に定めるもののいずれかによるものとする。

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

非木造家屋の再建築費評点数は、当該非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

非木造家屋評点基準表によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて当該非木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次の「非

木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

[非木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 非木造家屋評点基準表の適用

非木造家屋評点基準表の適用に当たつては、次によつて、各個の非木造家屋に適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (1) 各個の非木造家屋の構造の相違に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該非木造家屋の本来の構造によりその適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。
- (2) 非木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき非木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該非木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る非木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 一棟(ひとね)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある非木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する非木造家屋評点基準表を適用するものとする。

2 床面積の算定 (一部改正:平11.05告示132号)

各個の非木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる非木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の木平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室、エレベーター室又はこれらに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号)

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部分別	内 容
(1) 主体構造部	(鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、これを鉄筋で補強し、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (鉄骨造) 形網と網仮とを組合せ、ボルト接合又は溶(よう)接によつて構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。 (れんが、コンクリートブロック造) れんが又はコンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、通常鉄筋で補強した基礎、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。
(2) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根切(ねぎり)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭打地業(くいうちじぎょう)及び割栗地業(わりくりじぎょう)等をいう。
(3) 外周壁骨組	建物の外周壁(がいしゅうへき)の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。
(4) 間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。
(5) 外部仕上	建物の外周壁(がいしゅうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(6) 内部仕上	建物の内周壁(ないしゅうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(7) 床仕上	床の仕上部分とその下地部分をいう。
(8) 天井仕上	天井の仕上部分とその下地部分をいう
(9) 屋根仕上	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等を除いた屋根葺下地(やねぶきしたじ)、仕上部分、防水層等をいう。
(10) 建具	窓、出入口等の建具及びその取付枠(とりつけか)並びにスチールシャッター等をいう。
(11) 特殊設備	劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の手摺(てすり)等に別に装飾を施したもの等をいう。
(12) 建築設備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。
(13) 仮設工事	敷地の仮囲(かりがこい)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、足場、工事仮事務所等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
(14) その他の工事	(1)から(13)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。

(表一部改正:昭47.12告示304号、表全改:平11.05告示132号)

4 評点項目及び標準評点数

(1) 「評点項目」は、非木造家屋の構造に応じ、非木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点表を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な非木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評

点数の付設に当たっては、非木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

(2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の一円を一点として表しているものである。(一部改正:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号)

(3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分の二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によって平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

(4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、使用資材等の数量が明確なときは、「単位当たり評点数」(別表第12の2)に掲げる評点数に当該使用資材等の数量を乗じて求めるものとする。

(全改:平11.05告示132号)

5 補正項目及び補正係数

(1) 非木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によって標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

二の二 部分別比準による再建築費評点数の算出方法 (本項追加:平10.03告示87号)

部分別比準による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。

1 当該市町村に所在する非木造家屋をその実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき非木造家屋を標準非木造家屋として定める。

2 標準非木造家屋について、二によつて再建築費評点数を付設する。

3 次によつて標準非木造家屋と同一の区分に属し、当該標準非木造家屋の再建築費評点数に基づいて再建築費評点数を付設する非木造家屋(以下「比準非木造家屋」という。)に係る再建築費評点比準表を定める。

(1) 2によつて付設した標準非木造家屋の再建築費評点数に基づいて当該標準非木造家屋の各部分別の評点項目ごとに標準評点数を定める。

(2) 比準非木造家屋と標準非木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違に応じ、比準非木造家屋について当該標準非木造家屋の標準評点数を補正するために必要な補正増減点並びに補正項目及びこれに應ずる補正係数を定める。

(3) (1)によつて定めた標準非木造家屋の標準評点数及び(2)によつて定めた比準非木造家屋に適用する補正増減点並びに補正項目及びこれに應ずる補正係数に基づいて比準非木造家屋に係る再建築費評点比準表を定める。

4 比準非木造家屋に係る再建築費評点比準表によつて各個の比準非木造家屋の再建築費評点数を付設する。

二の三 総合比準による再建築費評点数の算出方法 (本項追加:昭41.10告示142号、一部改正:一項繰下:平10.03告示87号)

総合比準による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次によつて求めるものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

1 当該市町村に所在する非木造家屋を、その実態に応じ、構造、程度、規模等の別に区分し、それぞれの区分ごとに標準とすべき非木造家屋を標準非木造家屋として定める。(一部改正:平10.03告示87号)

2 標準非木造家屋について、二又は二の二によつて再建築費評点数を付設する。(一部改正:平10.03告示87号)

3 標準非木造家屋以外の非木造家屋で当該標準非木造家屋の属する区分と同一の区分に属するもの(以下「比準非木造家屋」という。)の再建築費評点数は、当該比準非木造家屋と当該標準非木造家屋の各部分別の使用資材、施工量等の相違を総合的に考慮し、当該標準非木造家屋の再建築費評点数に比準して付設するものとする。

三 損耗の状況による減点補正率の算出方法

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、「非木造家屋経年減点補正率基準表」(別表第13)によつて求めるものとする。ただし、天災、火災その他の事由により当該非木造家屋の状況からみて非木造家屋経年減点補正率基準表によつて損耗の状況による減点補正率を求めることが適当でない認められる場合又は当該非木造家屋の経過年数が明確でない等の事由により非木造家屋経年減点補正率基準表によることができない場合においては、当該非木造家屋の部分別に「非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表」(別表第14)によつて求めるものとする。

非木造家屋の損耗の状況による減点補正率は、次の「損耗の状況による減点補正率の算出要領」によつて算出するものとする。

[損耗の状況による減点補正率の算出要領]

1 経過年数に応ずる減点補正率

- (1) 経過年数に応ずる減点補正率(以下本節において「経年減点補正率」という。)は、通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定めたものであつて、非木造家屋の構造部分に従い、非木造家屋経年減点補正率基準表に示されている当該非木造家屋の経年減点補正率によつて求めるものとする。
- (2) 第2節四1(2)の表中「率」の欄に定める積雪地域の率と寒冷地域の率を合計した率(以下本節において「木造家屋に係る積雪寒冷補正率」という。)が百分の十八以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋(その構造が「軽量鉄骨造」、「れんが造」又は「コンクリートブロック造」のものに限る。以下本節において同じ。)に対する経年減点補正率は、非木造家屋経年減点補正率基準表の経年減点補正率に、百分の三(木造家屋に係る積雪寒冷補正率が百分の二十五以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋にあつては、百分の五)を一から控除して得られる補正率を乗じて得た率とする。ただし、当該補正率を乗じた経年減点補正率が百分の二十に満たない場合においては、百分の二十とする。

(追加:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)

- (3) 経過年数が一年未満であるとき又は経過年数に一年未満の端数があるときは、それぞれ一年未満の端数は、一年として計算するものとする。(一号線下:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)

- (4) 第1節四ただし書により、増築された部分とその他の部分とに区分しないで一棟(ひとむね)の非木造家屋の評点数を付設する場合における経年減点補正率は、それぞれ部分ごとに求めた経年減点補正率に、それぞれの部分の床面積その他適当と認められる基準に基づいて定めたそれぞれの部分の当該非木造家屋全体に占める割合を乗じて得た数値を合計して得た数値によるものとする。

(一号線下:平05.11告示136号、一部改正:平11.05告示132号)

2 損耗の程度に応ずる減点補正率

- (1) 損耗の程度に応ずる減点補正率(以下本節において「損耗減点補正率」という。)による補正は、各部分別の損耗の現況を建築当初の状態に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定めた非木造家屋の損耗を減点して補正するものであつて、損耗減点補正率は、非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表によつて各部分別に求めるものとする。この場合において、損耗減点補正率は、当該損耗の状況に応じ、非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表に示されている損耗減点補正率の範囲において該当する損耗減点補正率を求めるものとする。

- (2) 一の部分において損耗の程度が異なつている場合等における当該部分の損耗減点補正率は、それぞれの当該部分の全体に占める割合をそれぞれの損耗の状況に応ずる損耗減点補正率表に乗じて得た数値の合計数値によるものとする。

四 需給事情による減点補正率の算出方法

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となつている非木造家屋、所在地域状況によりその価額が減少すると認められる非木造家屋等について、その減少する価額の範囲において求めるものとする。

第4節 経過措置

(全改:昭和47.12告示第304号、全改:昭50.12告示252号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、全改:昭和59.12告示214号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号)

※編者注:新旧対照表参照

一 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、別表第9の2で指定する市町村が関係する廃置分合又は境界変更があつた場合は、第2節四1(2)及び第3節三1(2)の規定の適用に当たつては、当該廃置分合又は境界変更に関する当該廃置分合又は境界変更前の市町村ごとの別表第9の2の級地の区分によるものとする。(本項追加:平11.05告示132号)

二 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三にかかわらず、1円に(1)に定める「物価水準による補正率」と(2)に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。)を基礎として市町村長が定めるものとする。(本項一項線下:平11.05告示132号)

(1) 物価水準による補正率

①木造家屋

指定市は、次表に掲げる率によるものとする。なお、指定市以外の市町村にあつては、原則として、当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.90	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.90	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.90	奈良市	0.95	佐賀市	0.90
山形市	0.90	福井市	0.90	和歌山市	0.95	長崎市	0.90
福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90
水戸市	0.95	長野市	0.90	松江市	0.90	大分市	0.90
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.90	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
浦和市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.90	那覇市	0.90
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90		

②非木造家屋

全市町村を通じて1.00とする。

(2) 設計管理費等による補正率

全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積が10m²以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。

三 固定資産税に係る平成12年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い

価額によってその価額を求めるものとする。

(1) 第1節から本節二までによって求めた家屋の価額

(2) 当該家屋の平成11年度の価額(平成11年1月2日以降に、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある家屋にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し、又は控除した後の価額)

四 市町村長は、三によつて固定資産税に係る平成12年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の平成11年度の価額を著しく超えない範囲内において、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

(全改:昭和47.12告示第304号、全改:昭50.12告示252号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、全改:昭和59.12告示214号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号)

第3章 償却資産【略】

別表第1 田の比準表 (略)

別表第2 畑の比準表 (略)

別表第3 画地計算法 (略)

別表第4 宅地の比準表 (略)

別表第5 削除 (削除:平11.05告示132号)

別表第6 削除 (削除:平11.05告示132号)

別表第7 山林の比準表 (略)

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物普通建

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号)

※別冊「別表File現9」参照

2 専用住宅用建物普通建以外の建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号)

自治大臣は、次に掲げる建物について、1 専用住宅用建物普通建の例によって、木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

- (1) 共同住宅及び寄宿舍用建物 (不明)
- (2) 併用住宅用建物 (不明)
- (3) 農家住宅用建物 (不明)
- (4) 酪農舎用建物 (不明)
- (5) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物 (不明)
- (6) 普通旅館及び料亭用建物 (不明)
- (7) 事務所及び銀行用建物 (不明)
- (8) 店舗用建物 (不明)
- (9) 劇場用建物 (不明)
- (10) 公衆浴場用建物 (不明)
- (11) 病院用建物 (不明)
- (12) 工場用建物 (不明)
- (13) 倉庫用建物 (不明)
- (14) 附属家用建物 (不明)
- (15) 簡易附属家用建物 (不明)
- (16) 土蔵用建物 (不明)

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舍及び併用住宅用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
47,000点未満		47,000点以上 75,000点未満		75,000点以上 117,000点未満		117,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.65
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.64
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.62
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.61
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.59
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.58
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.56

13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
		16	0.32	16	0.40	16	0.50
		17	0.29	17	0.38	17	0.48
		18	0.26	18	0.36	18	0.47
		19	0.23	19	0.34	19	0.45
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.43
				21	0.29	21	0.42
				22	0.27	22	0.40
				23	0.25	23	0.39
				24	0.22	24	0.37
				25以上	0.20	25	0.36
						26	0.34
						27	0.33
						28	0.31
						29	0.29
						30	0.28
						31	0.26
						32	0.25
						33	0.23
						34	0.22
						35以上	0.20

2 農家住宅用漁業者住宅、農業住宅及び養蚕住宅用建物 (表題改正:平11.05告示132号)

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
51,000点未満		51,000点以上 89,000点未満		89,000点以上 115,000点未満		115,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.67
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.65
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.64
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.62
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.61
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.59
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.58
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.56
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
		16	0.32	16	0.40	16	0.50
		17	0.29	17	0.38	17	0.48
		18	0.26	18	0.36	18	0.47
		19	0.23	19	0.34	19	0.45
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.43
				21	0.29	21	0.42
				22	0.27	22	0.40
				23	0.25	23	0.39
				24	0.22	24	0.37
				25以上	0.20	25	0.36
						26	0.34
						27	0.33
						28	0.31
						29	0.29
						30	0.28
						31	0.26
						32	0.25
						33	0.23
						34	0.22
						35以上	0.20

3 ホテル、旅館及び料亭用ホテル、旅館、料亭及び待合用建物 (表題改正:平11.05告示132号)

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分									
48,000点未満		48,000点以上 77,000点未満		77,000点以上 123,000点未満		123,000点以上 154,000点未満		154,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80

2	0.70	2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.54	4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.49	5	0.62	5	0.64	5	0.66	5	0.67
6	0.43	6	0.58	6	0.61	6	0.64	6	0.65
7	0.37	7	0.53	7	0.58	7	0.63	7	0.64
8	0.31	8	0.49	8	0.55	8	0.61	8	0.62
9	0.26	9	0.45	9	0.52	9	0.59	9	0.61
10以上	0.20	10	0.41	10	0.49	10	0.57	10	0.59
		11	0.37	11	0.46	11	0.55	11	0.58
		12	0.33	12	0.44	12	0.53	12	0.56
		13	0.28	13	0.41	13	0.52	13	0.54
		14	0.24	14	0.38	14	0.50	14	0.53
		15以上	0.20	15	0.35	15	0.48	15	0.51
				16	0.32	16	0.46	16	0.50
				17	0.29	17	0.44	17	0.48
				18	0.26	18	0.42	18	0.47
				19	0.23	19	0.40	19	0.45
				20以上	0.20	20	0.39	20	0.43
						21	0.37	21	0.42
						22	0.35	22	0.40
						23	0.33	23	0.39
						24	0.31	24	0.37
						25	0.29	25	0.36
						26	0.27	26	0.34
						27	0.26	27	0.33
						28	0.24	28	0.31
						29	0.22	29	0.29
						30以上	0.20	30	0.28
								31	0.26
								32	0.25
								33	0.23
								34	0.22
								35以上	0.20

4 事務所、銀行及び店舗用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
47,000点未満		47,000点以上 75,000点未満		75,000点以上 115,000点未満		115,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.68	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.65	5	0.66	5	0.67
6	0.58	6	0.63	6	0.64	6	0.65
7	0.53	7	0.61	7	0.63	7	0.64
8	0.49	8	0.59	8	0.61	8	0.62
9	0.45	9	0.56	9	0.59	9	0.61
10	0.41	10	0.54	10	0.57	10	0.59
11	0.37	11	0.52	11	0.55	11	0.58
12	0.33	12	0.50	12	0.53	12	0.56
13	0.28	13	0.47	13	0.52	13	0.54
14	0.24	14	0.45	14	0.50	14	0.53
15以上	0.20	15	0.43	15	0.48	15	0.51
		16	0.40	16	0.46	16	0.50
		17	0.38	17	0.44	17	0.48
		18	0.36	18	0.42	18	0.47
		19	0.34	19	0.40	19	0.45
		20	0.31	20	0.39	20	0.43
		21	0.29	21	0.37	21	0.42
		22	0.27	22	0.35	22	0.40
		23	0.25	23	0.33	23	0.39
		24	0.22	24	0.31	24	0.37
		25以上	0.20	25	0.29	25	0.36
				26	0.27	26	0.34
				27	0.26	27	0.33
				28	0.24	28	0.31
				29	0.22	29	0.29
				30以上	0.20	30	0.28
						31	0.26
						32	0.25
						33	0.23
						34	0.22
						35以上	0.20

5 劇場、映画館及び病院用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
47,000点未満		47,000点以上 75,000点未満		75,000点以上 115,000点未満		115,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.66
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.64
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.63
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.61
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.59
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.57
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.55
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.53
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.52
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.50
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.48
		16	0.32	16	0.40	16	0.46
		17	0.29	17	0.38	17	0.44
		18	0.26	18	0.36	18	0.42
		19	0.23	19	0.34	19	0.40
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.39
				21	0.29	21	0.37
				22	0.27	22	0.35
				23	0.25	23	0.33
				24	0.22	24	0.31
				25以上	0.20	25	0.29
						26	0.27
						27	0.26
						28	0.24
						29	0.22
						30以上	0.20

6 浴場用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分					
65,000点未満		65,000点以上 89,000点未満		89,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75
3	0.60	3	0.70	3	0.70
4	0.54	4	0.66	4	0.67
5	0.49	5	0.62	5	0.64
6	0.43	6	0.58	6	0.61
7	0.37	7	0.53	7	0.58
8	0.31	8	0.49	8	0.55
9	0.26	9	0.45	9	0.52
10以上	0.20	10	0.41	10	0.49
		11	0.37	11	0.46
		12	0.33	12	0.44
		13	0.28	13	0.41
		14	0.24	14	0.38
		15以上	0.20	15	0.35
				16	0.32
				17	0.29
				18	0.26
				19	0.23
				20以上	0.20

7 工場及び倉庫用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

延べ床面積 1.0㎡当たり再建築費評点数別区分				
32,000点未満		32,000点以上 40,000点未満		
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	
1	0.80	1	0.80	
2	0.75	2	0.75	
3	0.70	3	0.70	
4	0.66	4	0.68	
5	0.62	5	0.65	
6	0.58	6	0.63	
7	0.53	7	0.61	
8	0.49	8	0.59	
9	0.45	9	0.56	
10	0.41	10	0.54	
11	0.37	11	0.52	
12	0.33	12	0.50	
13	0.28	13	0.47	
14	0.24	14	0.45	
15以上	0.20	15	0.43	
		16	0.40	
		17	0.38	
		18	0.36	
		19	0.34	
		20以上	0.31	
			21	0.29
			22	0.27
			23	0.25
			24	0.22
			25以上	0.20

経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65	5	0.66
6	0.58	6	0.61	6	0.63	6	0.64
7	0.53	7	0.58	7	0.61	7	0.63
8	0.49	8	0.55	8	0.59	8	0.61
9	0.45	9	0.52	9	0.56	9	0.59
10	0.41	10	0.49	10	0.54	10	0.57
11	0.37	11	0.46	11	0.52	11	0.55
12	0.33	12	0.44	12	0.50	12	0.53
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.52
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.50
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.48
		16	0.32	16	0.40	16	0.46
		17	0.29	17	0.38	17	0.44
		18	0.26	18	0.36	18	0.42
		19	0.23	19	0.34	19	0.40
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.39
				21	0.29	21	0.37
				22	0.27	22	0.35
				23	0.25	23	0.33
				24	0.22	24	0.31
				25以上	0.20	25	0.29
						26	0.27
						27	0.26
						28	0.24
						29	0.22
						30以上	0.20

8 土蔵用建物

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号、一部改正:平11.05告示132号)

延べ床面積1.0m ² 当たり再建築費評点数別区分					
61,000点未満		61,000点以上 148,000点未満		148,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68
5	0.62	5	0.64	5	0.65
6	0.58	6	0.61	6	0.63
7	0.53	7	0.58	7	0.61
8	0.49	8	0.55	8	0.59
9	0.45	9	0.52	9	0.56
10	0.41	10	0.49	10	0.54
11	0.37	11	0.46	11	0.52
12	0.33	12	0.44	12	0.50
13	0.28	13	0.41	13	0.47
14	0.24	14	0.38	14	0.45
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43
		16	0.32	16	0.40
		17	0.29	17	0.38
		18	0.26	18	0.36
		19	0.23	19	0.34
		20以上	0.20	20	0.31
				21	0.29
				22	0.27
				23	0.25
				24	0.22
				25以上	0.20

9 付属家

(全改:昭47.12告示304号、一部改正:昭53.11告示190号、一部改正:昭56.12告示218号、一部改正:昭62.12告示191号、一部改正:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平08.10告示242号)

延べ床面積1.0m ² 当たり再建築費評点数別区分					
29,000点未満		29,000点以上 45,000点未満		45,000点以上	
経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率	経過年数	経年減点補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.70	2	0.75	2	0.75

3	0.60	3	0.70	3	0.70
4	0.54	4	0.66	4	0.67
5	0.49	5	0.62	5	0.64
6	0.43	6	0.58	6	0.61
7	0.37	7	0.53	7	0.58
8	0.31	8	0.49	8	0.55
9	0.26	9	0.45	9	0.52
10以上	0.20	10	0.41	10	0.49
		11	0.37	11	0.46
		12	0.33	12	0.44
		13	0.28	13	0.41
		14	0.24	14	0.38
		15以上	0.20	15	0.35
				16	0.32
				17	0.29
				18	0.26
				19	0.23
				20以上	0.20

別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分 (本表追加:平11.05告示132号)

都道府県名	市町村名	積雪級地	寒冷級地										
北海道	札幌市	3	3	上川支庁	長沼町	2	5	十勝支庁	音更町	2	5		
	函館市	2	3		栗山町	2	4		士幌町	2	5		
	小樽市	3	3		月形町	3	4		上士幌町	3	5		
	旭川市	3	5		浦臼町	3	4		鹿追町	2	5		
	室蘭市	1	3		新十津川町	4	5		新得町	3	5		
	釧路市	1	5		妹背牛町	3	4		清水町	3	5		
	帯広市	2	5		秩父別町	3	5		芽室町	2	5		
	北見市	2	5		雨電町	4	4		中札内村	3	5		
	夕張市	3	4		北竜町	4	5		更別村	2	5		
	岩見沢市	3	4		沼田町	4	5		志類村	2	5		
	網走市	2	5		幌加内町	4	5		大樹町	2	5		
	留萌市	2	4		鷹栖町	3	5		広尾町	2	4		
	苫小牧市	1	4		東神楽町	2	5		幕別町	2	5		
	稚内市	3	4		当麻町	3	5		池田町	2	5		
	美瑛市	3	4		比布町	3	5		豊頃町	2	5		
	芦別市	3	5		愛別町	3	5		本別町	1	5		
	江別市	2	4		上川町	3	5		足寄町	2	5		
	赤平市	2	4		東川町	3	5		陸別町	2	5		
	紋別市	2	5		美瑛町	3	5		浦幌町	2	5		
	士別市	3	5		上富良野町	2	5		釧路支庁	1	5		
	名寄市	3	5		中富良野町	2	5		厚岸町	2	5		
	三笠市	3	4		南富良野町	3	5		浜中町	2	5		
	根室市	1	5		占冠村	3	5		標茶町	2	5		
	千歳市	2	5		和寒町	3	5		弟子屈町	2	5		
	滝川市	3	4		剣淵町	3	5		阿寒町	2	5		
	砂川市	3	4		朝日町	3	5		鶴居村	2	5		
	歌志内市	3	4		風連町	3	5		白糠町	2	5		
	深川市	3	5		下川町	3	5		音別町	2	5		
	富良野市	2	5		美深町	4	5		根室支庁	1	5		
	登別市	2	4		音威子府村	4	5		別海町	2	5		
	恵庭市	2	5		中川町	4	5		中標津町	2	5		
	伊達市	2	3		増毛町	4	3		標津町	3	5		
	北広島市	2	4		小平町	4	4		羅臼町	3	5		
	石狩市	2	3		吉前町	4	4		青森県	青森市	3	2	
	石狩支庁	4	4		羽幌町	4	4			弘前市	2	2	
	当別町	4	4		初山別村	3	4			八戸市	1	2	
	新篠津村	3	4		遠別町	3	5			黒石市	3	2	
	厚田村	3	3		天塩町	3	5			五所川原市	2	2	
	浜益村	4	3		幌延町	3	5			十和田市	2	2	
	渡島支庁	2	2		猿払村	3	5			三沢市	1	2	
	福島町	3	2		浜頓別町	3	5			むつ市	2	2	
	知内町	3	3		中頓別町	4	5			東津軽郡	平内町	2	2
	木古内町	2	3		枝幸町	3	5				蟹田町	2	2
	上磯町	2	3		歌登町	4	5				今別町	3	2
	大野町	2	3		豊富町	3	5				#田村	2	2
七飯町	2	3	礼文町	3	4		平館村	2		2			
戸井町	2	2	利尻町	3	4	西津軽郡	三井村	3		2			
恵山町	2	2	利尻富士町	3	4		餘ヶ沢村	3		2			
檜法華村	2	2	東藻琴村	2	5		木造町	2		2			
南茅部町	2	2	女満別町	2	5		深浦町	2		2			
鹿部町	2	3	美幌町	2	5		森田村	2		2			
砂原町	2	3	津別町	2	5		岩崎村	3		2			
森町	2	3	斜里町	3	5		柏村	2		2			
八雲町	2	3	清里町	2	5		稲垣村	2	2				
長万部町	3	4	小清水町	2	5	中津軽郡	車力村	2	2				
檜山支庁	2	2	端野町	2	5		岩木町	3	2				
上ノ国町	3	2	訓子府町	2	5		相馬村	3	2				
厚沢部町	2	3	置戸町	2	5		西目屋村	3	2				
乙部町	2	2	留辺蘂町	2	5	南津軽郡	藤崎町	2	2				
熊石町	2	2	佐呂間町	2	5		大鰐町	2	2				
大成町	2	2	常呂町	2	5		尾上町	2	2				
奥尻町	2	2	生田原町	2	5		浪岡町	2	2				
瀬棚町	3	3	遠軽町	2	5		平賀町	3	2				
北檜山町	2	3	丸瀬布町	2	5		常盤村	2	2				
今金町	3	3	白滝村	3	5		田舎館村	2	2				
後志支庁	3	2	上湧別町	2	5	北津軽郡	碓ヶ関村	2	2				
島牧村	3	2	湧別町	2	5		板柳町	2	2				
寿都町	3	3	滝上町	3	5		金木町	2	2				
							中里町	2	2				

	黒松内町	3	3			興部町	2	5			鶴田町	2	2
	蘭越町	3	3			西興部村	3	5			市浦村	2	2
	二七コ町	3	4			雄武町	3	5			小泊村	2	2
	真狩村	3	4			豊浦町	2	4			野辺地町	2	2
	留寿都村	3	4			虻田町	2	3			七戸町	2	2
	喜茂別町	3	4			洞爺村	2	4			百石町	1	2
	京極町	4	5			大滝村	3	5			十和田湖町	3	2
	俱知安町	4	4			壮瞥町	2	3			六戸町	1	2
	共和町	3	3			白老町	2	4			横浜町	2	2
	岩内町	2	3			早来町	2	5			上北町	2	2
	泊村	3	3			追分町	2	5			東北町	2	2
	神恵内村	3	3			厚真町	2	5			天間林村	3	2
	積丹町	4	3			鶴川町	1	4			下田町	1	2
	古平町	4	3			穂別町	2	5			六ヶ所村	2	2
	仁木町	3	3			日高町	3	5			川内町	2	2
	余市町	3	3			平取町	2	4			大畑町	2	2
	赤井川村	4	4			門別町	1	4			大間町	2	2
	北村	3	4			新冠町	2	4			東通村	2	3
	栗沢町	2	4			静内町	2	4			風間浦村	2	2
	南幌町	2	5			三石町	1	3			佐井村	2	2
	奈井江町	3	4			浦河町	2	3			脇野沢村	2	2
	上砂川町	3	4			襟似町	2	3			三戸町	1	2
	由仁町	2	5			えりも町	2	3			五戸町	1	2

	田子町	2	2			加美郡	大衙村	1	1			西仙北町	2	2		
	名川町	1	2				中新田町	1	1			角館町	2	2		
	南部町	1	2				小野田町	2	1			六郷町	3	2		
	階上町	1	2				宮崎町	2	1			中仙町	2	2		
	福地村	1	2				色麻町	1	1			田沢湖町	3	2		
	南郷村	1	3			志田郡	松山町	1	1			協和町	2	2		
	倉石村	1	2				三本木町	1	1			南外村	3	2		
	新郷村	2	2				鹿島台町	1	1			仙北町	2	2		
岩手県	盛岡市	1	2			玉造郡	岩出山町	1	1			西木村	3	2		
	宮古市	1	1				鳴子町	2	1			太田町	3	2		
	大船渡市	1	1			遠田郡	涌谷町	1	1			千畑町	3	2		
	水沢市	1	2				田尻町	1	1			仙南村	2	2		
	花巻市	2	2				小牛田町	1	1			増田町	3	2		
	北上市	2	2				南郷町	1	1			平鹿町	2	2		
	久慈市	1	2			栗原郡	築館町	1	1			雄物川町	2	2		
	遠野市	2	3				若柳町	1	1			大森町	3	2		
	一関市	2	1				栗駒町	2	1			十文字町	2	1		
	陸前高田市	1	1				高清水町	1	1			山内村	3	2		
	釜石市	1	1				一迫町	1	1			大雄村	2	2		
	江刺市	1	2				瀬峰町	1	1			稲川町	2	2		
	二戸市	1	2				鷲沢町	1	1			雄勝町	3	2		
	岩手郡	2	3				金成町	1	1			羽後町	2	2		
	雫石町	2	3				志波姫町	1	1			東成瀬村	3	2		
	葛巻町	2	3				花山村	2	1			菅瀬村	3	2		
	岩手町	2	3			登米郡	迫町	1	1			山形県	山形市	2	1	
	西根町	2	3				登米町	1	1			米沢市	3	2		
	滝沢村	2	2				東和町	1	1			鶴岡市	2	1		
	松尾村	3	3				中田町	1	1			酒田市	1	1		
	玉山村	2	3				豊里町	1	1			新庄市	3	2		
紫波郡	紫波町	1	2				米山町	1	1			寒河江市	2	1		
	矢巾町	1	2				石越町	1	1			上市市	3	2		
稗貫郡	大迫町	1	2				南方町	1	1			村山市	3	1		
	石鳥谷町	1	2			桃生郡	河北町	1	1			長井市	3	1		
和賀郡	東和町	1	2				矢本町	1	1			天童市	2	1		
	湯田町	3	2				雄勝町	1	1			東根市	2	1		
	沢内村	3	3				河南町	1	1			尾花沢市	3	2		
胆沢郡	金ヶ崎町	2	2				桃生町	1	1			南陽市	2	2		
	前沢町	1	2				鳴瀬町	1	1			東村山郡	2	1		
	胆沢町	2	2				北上町	1	1			山辺町	2	1		
	衣川村	2	1			牡鹿郡	女川町	1	1			中山町	2	1		
西磐井郡	花泉町	1	1				牡鹿町	1	1			河北町	2	1		
	平泉町	1	1			本吉郡	志津川町	1	1			西川町	4	1		
東磐井郡	大東町	1	2				津山町	1	1			朝日町	2	2		
	藤沢町	1	2				本吉町	1	1			大江町	3	2		
	千蔵村	1	2				唐桑町	1	1			大石田町金山	3	2		
	東山町	1	2				歌津町	1	1			最上郡	3	2		
	室根村	1	2				秋田県	秋田市	2	1			最上町	3	1	
	川崎村	1	1					能代市	2	1			舟形町	3	1	
気仙郡	住田町	1	1					横手市	2	2			真室川町大蔵	3	2	
	三陸町	1	1					大館市	2	2			村	4	2	
上閉伊郡	大槌町	1	1					本荘市	2	2			鮭川村	3	2	
	宮守村	1	1					男鹿市	2	1			戸沢村	3	2	
下閉伊郡	田老町	1	1					湯沢市	2	2			高島町	2	1	
	山田町	1	1					大曲市	2	2			川西町	3	2	
	岩泉町	2	2					鹿角市	2	2			小国町	3	1	
	田野畑村	1	2					鹿角郡	2	2			白鷹町	2	1	
	普代村	1	2					北秋田郡	2	2			飯豊町	4	1	
	新里村	1	2						小坂町	2	2			立川町	4	1
	川井村	2	3						比内町	2	2			余目町	1	1
九戸郡	軽米町	1	3						森吉町	3	2			藤島町	2	1
	種市町	1	1						阿仁町	3	2			羽黒町	2	1
	野田村	1	2						田代町	2	2			並引町	2	1
	山形村	2	2						合川町	2	2			三川町	1	1
	大野村	1	3						上小阿仁村	3	2			朝日村	4	1
	九戸村	1	3						零丘町	2	2			温海町	2	
二戸郡	浄法寺町	2	2						二ツ井町	2	2			遊佐町	3	1
	安代町	2	3						八森町	2	1			八幡町	3	1
	一戸町	2	2						山本町	2	1			松山町	2	1
宮城県	仙台市	1	1						八重町	2	1			平田町	2	1

奈良県	朝来郡	関宮町	2	阿智郡	大佐町	1	1
		生野町	1		神郷町	1	
		和田山町	1		哲西町		1
		山東町	1		湯原町	1	1
		朝来町	1		美甘村	1	1
奈良県	水上郡	青垣町	1	真庭郡	新庄村	1	1
		多紀郡			1		
奈良県	山辺郡	都祁村			川上村	2	1
		吉野郡			八束村	2	1
		天川村	1		1	2	1
和歌山県	伊都郡	野迫川村	1	1	1	1	
		高野町		2		2	
				2		2	
鳥取県	八頭郡	鳥取市	1	吉田郡	加茂町	1	1
		米子市	1		富村	1	1
		倉吉市	1		奥津町	1	1
		境港市	1		上賣原村	2	1
		岩美郡			阿波村	1	1
		八頭郡	国府町	2	2	1	1
			岩美町	2	2	1	1
			福部村	1	1	1	1
		八頭郡	郡家町	1	1	1	1
			船岡町	1	1	1	1
			河原町	1	1	1	1
			八束町	2	2	1	1
広島県	佐伯郡			佐伯町		1	
				吉和村		2	
山県郡	山県郡			加計町		1	

別表第10 木造家屋部分別損耗減点補正率基準表 (一部改正:昭47.12告示304号)

別表第11 木造家屋総合損耗減点補正率基準表

別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号)

1 事務所、店舗、百貨店用建物

※別冊「別表File現9」参照

2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、1 事務所、店舗、百貨店用建物の例によって、非木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて便覧するものとする。

- (1) 住宅、アパート用建物 (不明)
- (2) 病院、ホテル用建物 (不明)
- (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物 (不明)
- (4) 銀行用建物 (不明)
- (5) 工場、倉庫、市場用建物 (不明)
- (6) 水力発電所用建物 (不明)
 - ア 発電機室関係建物 (不明)
 - イ 配電機室関係建物 (不明)
- (7) 住宅用コンクリートブロック造建物 (不明)
- (8) 軽量鉄骨造建物 (不明)
 - ア 住宅、アパート用建物 (不明)
 - イ 工場、倉庫、市場用建物 (不明)
 - ウ 事務所、店舗、百貨店等建物 (不明)

別表第12の2 単位当たり評点数 (本表追加:平11.05告示132号)

1 主体構造部等

評点項目	評点数		
鉄骨 (1トン当たり)	196,200		
耐火被覆 (加算点扱い)	61,420		
鉄筋 (1トン当たり)	97,860		
コンクリート(鉄筋) (1立方メートル当たり)	37,130		
コンクリート(無筋) (1立方メートル当たり)	16,140		
人工骨材軽量コンクリート(鉄筋) (1立方メートル当たり)	41,800		
天然骨材軽量コンクリート(鉄筋) (1立方メートル当たり)	40,750		
軽量鉄骨(1トン当たり)	242,930		
コンクリートブロック造 (1.0平方メートル当たり)	10,640		
れんが造(1.0平方メートル当たり)	28,030		
軽量コンクリート(屋根・床構造用) (1立方メートル当たり)	17,380		
屋根構造(1.0平方メートル当たり)	鉄筋コンクリート造 (工場・倉庫・市場)	7,030	
	鉄筋コンクリート造 (その他)	6,940	
	組立鉄筋コンクリート造	8,480	
	気泡コンクリート板	150mm厚	8,620
		100mm厚	6,320
		75mm厚	5,640
軽量コンクリート打	大角型波鋼板(捨型枠のもの) 1.6mm厚	6,860	

評点項目	評点数		
木造	90mm厚	2,850	
コンクリートブロック造	150mm厚	5,670	
	100mm厚	4,190	
鉄骨造	100mm厚	2,350	
	100mm厚 (現場組のもの)	2,180	
軽量鉄骨造	65mm厚 (既製のもの)	1,730	
	鉄筋コンクリート造	120mm厚	10,480
外周壁骨組 (1.0平方メートル当たり)	150mm厚	9,130	
	気泡コンクリート板	100mm厚	6,760
		75mm厚	6,010
プレキャストコンクリート板	100mm厚	8,340	
	40mm厚 (リップ付)	5,750	
押出成型セメント板	60mm厚	8,010	
	50mm厚	7,560	
れんが積み	一枚積み	19,440	
	半枚積み	10,220	
陶製ブロック積み	グリル用	23,000	
	施釉	19,350	
	無釉	14,600	
化粧コンクリートブロック積み	190mm厚	13,530	
	120mm厚	9,700	
大谷石積み	切石積み	180mm厚	40,790
		150mm厚	36,640
木造	コンクリートブロック	90mm厚	2,850
		150mm厚	5,670

床構造 (1.0平方メートル当たり)	角型波鋼板 (捨型枠のもの) 1.2mm厚	5,810
	ラスシート (捨型枠のもの)	5,260
	勾配屋根	
	鉄骨造	4,120
	木造 (洋小屋組)	6,540
	鉄筋コンクリート造 (工場・倉庫・市場)	6,290
	鉄筋コンクリート造 (その他)	5,190
	組立鉄筋コンクリート造	8,480
	木造 (束立床)	2,720
	気泡コンクリート板	
	150mm厚	8,780
	100mm厚	6,350
	75mm厚	5,680
	大角型波鋼板	
	2.3mm厚	4,860
1.6mm厚	3,930	
角型波鋼板		
1.2mm厚	3,800	
0.8mm厚	3,390	
軽量コンクリート打	大角型波鋼板 (捨型枠のもの) 1.6mm厚	6,860
	角型波鋼板 (捨型枠のもの) 1.2mm厚	5,810
	ラスシート (捨型枠のもの)	5,260
コンクリート叩		3,380

間仕切 骨組(1.0平方メートル当たり)	ク造	100mm厚	4,190
	鉄骨造	100mm厚	2,350
	鉄筋コンクリート造	120mm厚	10,480
	気泡コンクリート板		
	150mm厚	9,130	
	100mm厚	6,760	
	75mm厚	6,010	
	プレキャストコンクリート板		
	100mm厚	8,340	
	40mm厚 (リブ付)	5,750	
	押出成型セメント板		
	60mm厚	8,010	
	50mm厚	7,560	
	100mm厚 (現場組のもの)	2,180	
	65mm厚 (既製のもの)	1,730	
	石膏ボード間仕切		
	二時間耐火仕様	5,930	
	一時間耐火仕様	4,320	
	れんが積み		
	一枚積み	19,440	
半枚積み	10,220		
陶製ブロック積み			
グリル用	23,000		
施釉	19,350		
無釉	14,600		
化粧コンクリートブロック積み			
190mm厚	13,530		
120mm厚	9,700		
大谷石積み			
切石積み			
180mm厚	40,790		
150mm厚	36,640		

2 外部仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		評点数		
大理石	国産石	上	36,980	
		中	34,680	
		並	33,480	
	輸入石	上	48,080	
		中	35,780	
		並	34,580	
花崗岩	国産石	上 磨き仕上	42,180	
		中 小叩仕上	40,210	
		並 磨き仕上	39,680	
		輸入石	上 磨き仕上	51,780
			中 小叩仕上	49,210
			並 磨き仕上	43,380
安山岩	小松石	上 磨き仕上	43,380	
		中 小叩仕上	41,210	
		並 小口積み	29,750	
	鉄平石	方形貼	20,800	
		乱貼	15,680	
		凝灰石		
凝灰石	多胡石	大谷石	28,910	
		大谷石	21,960	
		テラゾー	29,080	
人造石ブロック	ロック	種石径50mm	26,280	
		種石径15mm	26,280	
		種石径6mm	24,780	
人造石塗	擬石ブロック	テラゾー現場研	32,340	
		人造石小叩	16,620	
		人造石研出	16,070	
		人造石洗出	14,270	
		かき落し	9,260	
モルタル	はけ引き	木ごて磨き	3,830	
		金ごて磨き	3,050	
		木ごて磨き	2,840	
		金ごて磨き	3,280	
コンクリート打放	上		6,030	
		中	4,520	
		並	2,620	
	小口・二丁掛タイル	窯変	色物	12,780
			丸型	10,460
			角型	10,390
	モザイクタイル	丸型	色物	9,890
			角型	9,890
			色物	9,890
	大型テラカッタタイル		32,630	
	発泡セラミックタイル	200mm角		21,250
			150×75 (mm)	13,250
	亜鉛鉄板	0.4mm厚		3,370
			0.3mm厚	3,280
	着色亜鉛鉄板	成型板	上	5,560
中			5,350	
並			5,030	
波板		0.40mm厚		3,000
			0.29mm厚	2,730
角波板		0.40mm厚		3,740
			0.30mm厚	3,250
折板		山高	175mm	4,270
			150mm	3,950
			85mm	3,480

評点項目		評点数		
角波鋼板	1.6mm厚		6,850	
		1.2mm厚	6,480	
		0.8mm厚	6,110	
耐候性鋼板	4mm厚		32,500	
		3mm厚	28,270	
		2mm厚	24,070	
ステンレス板	上		33,860	
		中	29,480	
		並	24,990	
アルミニウム板	成型板	上	16,900	
		中	14,580	
	着色板	並	11,950	
		アルミダイカスト	19,580	
鋼板	上		31,660	
		中	22,440	
		並	17,360	
	フレキシブル板	8.0mm厚		14,820
			6.3mm厚	4,620
			4.0mm厚	4,250
スレートボード	波板	6.3mm厚	3,870	
		8.0mm厚	2,330	
	平板	8.0mm厚	3,970	
		6.3mm厚	3,610	
硬質木片セメント板	着色板		4,900	
		25mm厚	5,060	
		18mm厚	4,360	
合成樹脂板	塩化ビニル	12mm厚	3,750	
		1.0mm厚	2,310	
	ポリエステル	0.8mm厚	2,030	
		1.0mm厚	2,950	
板張	塩化ビニル	0.8mm厚	2,640	
		3mm厚	4,590	
		2mm厚	3,590	
合板	縦羽目	南京下見	6,710	
			5,590	
	ラワン合板	9.0mm厚	3,520	
		5.5mm厚	3,110	
塗装合板	4.0mm厚	3,050		
窯業系サイディング		4,470		
金属系サイディング		4,440		
木質系サイディング		4,670		
カーテンウォール	金属製	ステンレス製パネル形式のもの	4,340	
		アルミニウム製方立形式のもの	73,500	
		鋼鉄製連窓形式のもの	43,000	
	P C系	形状が複雑なサッシュ組込みのもの	20,600	
		フラットなサッシュ組込みのもの	44,100	
フラットなパネルのもの	26,700			
結晶化ガラス		11,800		
		41,280		

3 内部仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		評点数	
大理石	国産石	上	36,520
		中	34,220
		並	33,020
	輸入石	上	47,620
中		35,320	

化粧鋼板	ほうろう鋼板	29,530
	メラミン鋼板	20,080
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	11,060
	印刷鋼板	9,060

花崗岩	国産石	並上	磨き仕上げ	34,120
			小叩仕上げ	42,180
		中	磨き仕上げ	40,210
			小叩仕上げ	39,680
	輸入石	並	磨き仕上げ	37,710
			小叩仕上げ	38,180
			磨き仕上げ	36,310
			小叩仕上げ	51,780
		小叩仕上げ	49,210	

評点項目			評点数
安山岩	小松石	磨き仕上げ	43,380
		小叩仕上げ	41,210
	鉄平石	小口積み	29,750
		方形貼	20,800
		乱貼	15,680
凝灰石	多胡石	28,910	
	大谷石	21,960	
人造石ブロック	テラゾーブロック	種石径50mm	29,080
		種石径15mm	26,280
		種石径6mm	24,780
	テラゾー現場研		16,620
人造石塗	人造石研出	14,320	
	人造石洗出	9,260	
モルタル	かき落し	3,710	
	金ごて磨き	3,200	
	はげ引き	2,980	
コンクリート打放	上	6,030	
	中	4,520	
	並	2,620	
プaster	上	3,890	
	中	3,550	
	並	3,070	
和風壁	京壁	9,480	
	大津壁	6,300	
			3,250
繊維壁	上	2,740	
	中	2,590	
	並	9,150	
角タイル	75mm角	窯変色物	7,780
		窯変色物	8,460
	100mm角	窯変色物	7,280
小口・二丁掛タイル	窯変色物	11,500	
	丸型	窯変色物	8,910
モザイクタイル	角型	窯変色物	6,960
		窯変色物	8,670
		窯変色物	6,500
大型テラカッタタイル		30,700	
鉛タイル	2mm厚	7,480	
着色亜鉛鉄板	成型板	上	4,750
		中	4,540
		並	4,220
亜鉛鉄板	0.4mm厚	3,370	
	0.3mm厚	3,280	
化粧鋼板	ほうろう鋼板	28,720	
	メラミン鋼板	19,270	
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	10,240	
	印刷鋼板	8,250	
ステンレス板	上	33,050	
	中	28,670	
	並	24,180	
アルミニウム板	成型板	上	16,090
		中	13,770
		並	11,140
	吸音板		11,310
	着色板		18,770
アルミダイカスト		30,850	
鋼板	上	0.6mm厚	21,630
	中	0.4mm厚	16,550
	並	0.3mm厚	14,010
鉛合板	2.0mm厚		10,460
	0.8mm厚		7,500
スレートボード	フレキシブル板	8.0mm厚	3,750
		6.3mm厚	3,380
		4.0mm厚	3,000

評点項目			評点数	
スレートボード	平板	8.0mm厚	3,100	
		6.3mm厚	2,740	
合成樹脂板	塩化ビニル	3mm厚	7,060	
		2mm厚	6,020	
		1mm厚	5,020	
	メラミン	2.0mm厚	6,940	
		1.6mm厚	6,040	
		1.2mm厚	5,780	
コペンハーゲンリブ	特注品		14,960	
	規格厚型		9,150	
軟質繊維板	普通板	12mm厚	7,500	
		9mm厚	3,080	
	吸音板	12mm厚	2,920	
		9mm厚	3,370	
半硬質繊維板	9mm厚		3,100	
	6mm厚		3,240	
硬質繊維板	普通板	6.5mm厚	3,190	
		5.0mm厚	3,280	
	化粧板	3.5mm厚	3,010	
		5.0mm厚	2,900	
パーティクルボード	化粧板		3,390	
	25mm厚		3,620	
	15mm厚		3,170	
	10mm厚		3,080	
木毛セメント板	普通板	25mm厚	2,470	
		20mm厚	2,410	
		9~15mm厚	2,340	
	化粧板	25mm厚	2,800	
パルプセメント板	普通板	6mm厚	2,260	
	化粧板	6mm厚	2,610	
硬質木片セメント板	25mm厚		4,490	
	18mm厚		3,790	
	12mm厚		3,180	
木片セメント板	50mm厚		4,040	
	30mm厚		3,220	
石膏ボード	普通板	12mm厚	2,090	
		9mm厚	2,030	
		7mm厚	1,990	
	化粧板	9.5mm厚	2,170	
珪酸カルシウム板	8mm厚		2,930	
無石珪酸カルシウム板	8mm厚		3,060	
無石珪酸カルシウム板化粧板	6mm厚		4,150	
コルク板	12mm厚		7,770	
	9mm厚		7,190	
木材	桧		6,310	
	杉・ラワン		5,240	
	ラワン合板	9.0mm厚	3,140	
合板	なら合板	5.5mm厚	2,800	
		4.0mm厚	2,740	
		9mm厚	4,750	
	難燃合板	6mm厚	3,970	
		4mm厚	3,210	
	単板張合板	上	6mm厚	3,870
		並	4mm厚	5,800
	合成樹脂被覆合板	上	6mm厚	4,400
4mm厚			4,100	
並		6mm厚	3,450	
		4mm厚	3,450	
合成樹脂被覆合板	上	5mm厚	4,730	
		3mm厚	4,210	

評点項目			評点数
プリント合板	並	5mm厚	3,770
		3mm厚	3,240
	5mm厚		3,420
		3mm厚	
塗装合板	上	5mm厚	4,410
		3mm厚	3,570
	並	5mm厚	3,530

評点項目			評点数	
花崗岩	国産石	中	磨き仕上	34,540
		並	小叩仕上	33,340
	輸入石	磨き仕上	33,040	
		小叩仕上	31,940	
		磨き仕上	46,640	
	小叩仕上	44,840		
安山岩	小松石	磨き仕上	38,240	
		小叩仕上	36,840	
	鉄平石	方形貼	19,930	

	クロス合板	化粧	3mm厚	3,030
			5mm厚	4,200
			3mm厚	3,620
	和風壁合板	4mm厚	3,360	
紙 貼	和紙			5,810
	洋紙			6,210
	輸入紙	柄物		6,800
		無地		6,580
合成樹脂壁紙	上	柄物		4,920
		無地		4,790
	並	柄物		4,170
		無地		3,900
布 貼	国産布	上		9,520
		中		6,040
	輸入布	並		4,760
				11,070
クッションフロア				4,120
砂 壁	上			8,740
	中			4,750
	並			4,590
竹				23,140
結晶化ガラス				41,650

4 床仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		評点数	
大理石	国産石	上	33,360
		中	31,060
		並	29,860
	輸入石	上	44,460
		中	32,160
		並	30,960
	上	磨き仕上 小叩仕上	37,040 35,840

凝 灰 石	大谷石	乱 貼	15,220
	多胡石		17,590
人造石ブロック	テラゾーブ ロック	礫石径50mm	24,540
		礫石径15mm	26,730
		礫石径6mm	23,930
		タイル	22,430
人造石塗	テラゾー現場研		11,690
	人造石研出		14,590
	人造石洗出		10,720
モルタル	金ごて仕上げ		8,030
	木ごて仕上げ		1,670
特殊モルタル	耐酸モルタル		1,450
	アスファルトモルタル		6,120
	硬化剤入	上 並	3,510 2,780 2,380
コンクリート直 仕上げ	表面すべり止め地仕上げ		1,160
	金ごて仕上げ		560
	木ごて仕上げ		330
合成樹脂塗床	エポキシ		4,400
	ポリウレタン 塩化ビニル		2,920 1,980
小口・二丁掛タイル		色物	8,940

評点項目		評点数	
モザイクタイル	丸型	色物	6,920
	角型	色物	6,450
角タイル	75mm角	色物	8,670
	100mm角	色物	7,570
	200mm角	色物	8,660
クリンカータイル	150mm角		7,870
	180mm角		7,740
特殊タイル	陶製黒色大仏タイル	150mm角	21,310
ゴムタイル	9mm厚		14,450
	6mm厚		11,150
リノリウム・リ ノタイル	3mm厚		7,750
	3mm厚		3,980
	2mm厚		3,730
塩化ビニルタイル	ピュアタイ ル	3mm厚	10,870
		2mm厚	6,770
	軟質タイ ル	3mm厚	2,760
		2mm厚	2,190
塩化ビニルシー ト	半硬質タイ ル	3mm厚	2,800
		2mm厚	2,030
塩化ビニルシー ト		3mm厚	3,510
		2mm厚	3,080
コルクタイル	12mm厚		9,480
	9mm厚		8,900
エキスパンドメタル			4,870
織 鋼 板	6.0mm厚		6,070
	4.5mm厚		5,360
	3.2mm厚		4,780
畳	特		10,940
	上		8,950
	中		8,250
合成樹脂畳	普通畳表	床厚 55mm	6,530
		床厚 30~35mm	6,200
じゅうたん	合成樹脂畳表		5,690
	特		21,210
	上		10,770
	中		8,370
ニードルパンチ カーペット	並		5,560
	上		2,550
並		2,050	
タイルカーベツト			4,720
デッキガラス	コンクリート打込		43,940
	鉄製枠		54,000
れんが	小端立て敷		10,750
	平 敷		7,120
床用コンクリ ートブロック	ベンチレーションブロック		6,730
床用アスファ ルトブロック	平 板		5,970
	50×120×240 (mm)		8,210
	25×120×240 (mm)		6,910
電動床	20×120×240 (mm)		6,390
	現場塗テラゾー		24,610
	合成樹脂タイル		14,350
アルミ系	上		36,660

評点項目		評点数	
硬質繊維板	5.0mm厚		3,920
	3.5mm厚		3,800
縁甲板	桧		8,170
	ラワン		6,540
フローリング	桜	18mm厚	9,420
		15mm厚	9,010
	なら	18mm厚	9,010
		15mm厚	8,640
	ぶな	18mm厚	8,570
		15mm厚	7,940
アビトン	18mm厚	7,450	
	15mm厚	7,240	
フローリングブ ロック	桜		6,550
	なら		6,350
	ぶな		5,450
パーティクルポ ード	20mm厚		5,370
	15mm厚		5,130
合板	単板張合板	上	11,730
		並	8,160
	合成樹脂被覆合板		7,040
			4,820
	ラワン合板	15.0mm厚	4,550
		9.0mm厚	4,420
	5.5mm厚	4,080	
着色コンクリ ート床			2,150
軟質クッション フロア	上		3,850
	中		3,200
	並		2,830
硬質クッション フロア	上		6,010
	中		4,770
	並		3,660

5 天井仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		評点数		
木 材	特		31,470	
	上		20,180	
	中		11,040	
	並		7,610	
	ラワン合板	5.5mm厚 4.0mm厚	3,660 3,590	
合 板	なら合板	6mm厚	4,940	
		4mm厚	4,170	
	単板張合板		5,370	
		上	5mm厚 4mm厚	6,050 5,790
	合成樹脂被 覆合板	並	3mm厚	5,530
			5mm厚	4,740
		並	4mm厚	4,470
			3mm厚	4,200
	プリント合 板	5mm厚		4,270
		4mm厚		4,100

フリーアクセス床	鋼製系	並	25,360
		上	25,760
		並	14,560
	合成樹脂・セメント系	上	16,760
		並	12,260
モザイクパーケット	桜	6,450	
	なら	6,030	
	ぶな	5,780	
寄木貼	上	39,310	
	中	30,980	
	並	21,140	
	6.5mm厚	4,190	

軟質繊維板	吸音板	3mm厚	4,060
		12mm厚	4,150
		9mm厚	3,880
	塗装吸音板	12mm厚	4,230
		9mm厚	4,160
普通板	12mm厚	2,900	
	9mm厚	2,740	
半硬質繊維板	吸音板	9mm厚	4,130
		9mm厚	4,390
	塗装吸音板	9.0mm厚	3,070

評点項目		評点数		
硬質繊維板	普通板	6.0mm厚	3,020	
		4.5mm厚	2,910	
	普通板	6.5mm厚	3,100	
		5.0mm厚	2,830	
パーティクルボード	普通板	25mm厚	3,440	
		20mm厚	3,200	
	普通板	15mm厚	2,990	
		10mm厚	2,900	
木毛セメント板	25mm厚	コンクリート打込	2,800	
		コンクリート打込	1,220	
	20mm厚	コンクリート打込	2,740	
		コンクリート打込	1,160	
石膏ボード	普通板	12.5mm厚	2,380	
		9.5mm厚	2,320	
	着色板	7.0mm厚	2,280	
		9.5mm厚	2,460	
合成樹脂板	塩化ビニル	上	7,940	
		並	6,900	
	メラミン	1.6mm厚	6,920	
		1.0mm厚	6,660	
コルク板	12mm厚	3mm厚	8,160	
		3mm厚	8,160	
	9mm厚	7,430		
スレートボード	フレキシブル板	吸音板	6.0mm厚	4,270
		3.2mm厚	3,880	
	普通板	5mm厚	3,540	
		4mm厚	3,360	

評点項目		評点数	
ガラス繊維板	普通板	3mm厚	3,320
		8.0mm厚	3,580
	吸音板	6.3mm厚	3,220
		4mm厚	3,530
岩綿板	吸音板	6mm厚	4,940
		19mm厚	6,310
	塗装吸音板	12mm厚	4,240
珪酸カルシウム板	無石綿珪酸カルシウム板	9mm厚	4,100
		6mm厚	3,220
発泡合成樹脂	紙貼	和紙	3,290
		洋紙	1,270
	布貼	輸入布	5,530
合成樹脂紙貼	上	柄物	5,880
		無地	10,740
	並	毛織物	10,310
		柄物	9,120
アルミニウム板	平板	柄物	5,730
		無地	5,240
	吸音板	柄物	4,040
		無地	3,790
スレートボード	上	柄物	4,530
		無地	4,350
	並	柄物	3,780
		無地	3,460
スレートボード	平板	0.8mm厚	7,270
		0.5mm厚	5,650
	吸音板	0.3mm厚	4,480
		上	19,710
スレートボード	成型板	並	11,700
		上	16,560
	普通板	中	14,240
		並	11,610
スレートボード	普通板	0.40mm厚	3,330
		0.30mm厚	3,270

評点項目		評点数	
着色亜鉛鉄板	成型板	0.27mm厚	3,200
		上	5,410
	中	中	5,200
		並	4,880
化粧鋼板	ほうろう鋼板	上	29,050
		中	19,600
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	印刷鋼板	10,570
		印刷鋼板	8,580
銅板	0.40mm厚	上	16,790
		中	15,520
	0.35mm厚	上	14,530
		中	14,530
ステンレス板	成型板	上	33,380
		中	29,000
	並	24,510	
ブラスター	上	上	4,230
		中	3,880
	並	3,380	
漆喰	漆喰壁	6,650	
	大津壁	6,650	
繊維壁	上	上	3,240
		中	2,720
	並	2,570	
モルタル	金ごて仕上げ	上	3,250
		はけ引き	3,040
	アルミダイカスト	62,120	
光天井	アクリル系	上	22,880
		中	18,970
	塩化ビニル系	18,970	
コンクリート打放	上	上	6,030
		中	4,520
	並	2,620	
塩化ビニル成型浴室天井材		7,930	

6 屋根仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		評点数	
アスファルト防水	150mm角ク リンカー	12層	12,090
		8層	11,180
	タイル	6層	11,070
		モルタル	6,880
	(目地切り)	12層	6,880
		8層	5,970
露出防水	6層	5,860	
アスファルト防水		4,130	

評点項目		評点数		
モルタル防水	エマルジョ ン系	保護層なし	2,560	
		ケイ酸ソーダ系	2,800	
	エマルジョン系	ケイ酸ソーダ系	3,000	
		エマルジョン系	3,000	
コンクリート直仕上 げ	コンクリート直仕上 げ	コンクリート直仕上 げ	1,480	
		アスファルトコンクリート	4,050	
	瓦	日本瓦	普通	8,380
			釉薬	9,310
洋風瓦		釉薬	7,760	
		塩焼	10,930	
セメント瓦 (白色)	釉薬	9,430		
	塩焼	9,430		
亜鉛鉄板	瓦棒	0.4mm厚	5,530	
		0.3mm厚	5,170	
着色亜鉛鉄板	長尺板	瓦棒	0.40mm厚	5,390
			0.30mm厚	5,230
		平葺	0.27mm厚	5,190
			0.40mm厚	4,580
			0.30mm厚	4,440
			0.27mm厚	4,410
	波板葺	0.40mm厚	3,740	
		0.30mm厚	3,580	
	折板	0.40mm厚	0.30mm厚	3,460
			0.27mm厚	3,460
		1.2mm厚	1.0mm厚	4,470
			0.8mm厚	4,190
0.8mm厚			3,910	
0.8mm厚			3,910	
鋼板	瓦棒	0.20mm厚	10,570	
		0.40mm厚	16,500	
	平葺	0.35mm厚	13,750	
		0.30mm厚	8,910	
		0.20mm厚	8,330	
		0.20mm厚	8,330	
アルミニウム板	普通板	瓦棒	0.8mm厚	9,700
			0.5mm厚	7,170
	普通板	瓦棒	0.4mm厚	6,780
			0.3mm厚	5,850

	人造石塗	上	15,770	
		中	14,860	
		並	12,050	
	豆砂利押	粒が揃っているもの	4,440	
		粒の揃い方が普通のもの	4,390	
シート防水	非遊歩用	合成ゴム系	0.8mm厚	3,810
		合成樹脂系0.8mm	塩化ビニル系	2,850
			ポリイソプレン系	3,060
	遊歩用	合成ゴム系	2mm厚	5,560
		合成樹脂系2mm厚	塩化ビニル系	4,410
			ポリイソプレン系	5,180
塗膜防水	エポキシ系	モルタル保護層あり	5,180	
	合成ゴム系	モルタル保護層あり	4,740	
	エマルジョン系	モルタル保護層あり	3,310	
	エポキシ系	保護層なし	3,970	
	合成ゴム系	保護層なし	3,310	

	波板葺	0.5mm厚	5,630	
		0.4mm厚	5,230	
	長尺板	瓦葺	0.5mm厚	6,430
		0.4mm厚	6,320	
ステンレス板	瓦葺	0.8mm厚	13,710	
		0.6mm厚	10,950	
		0.3mm厚	7,710	
フッ素樹脂鋼板		0.6mm厚	6,180	
チタン		0.3mm厚	21,460	
ガラス板	板ガラス	網入ガラス板(磨き板)	3mm厚	4,680
		波型網入ガラス6mm厚	6.8mm厚	10,810
		鋼製特殊金物止	鋼製特殊金物止	58,070
	デッキガラス	コンクリート打込	48,010	
		鉄製枠	58,070	
波型スレート	大波板	普通板	野地板あり	3,690
		着色板	野地板なし	2,340
	小波板	普通板	野地板あり	4,290
		着色板	野地板なし	2,320
厚型スレート	棧瓦平型、小豆色		4,970	
スレートボード	着色板		5,870	

評点項目		評点数	
天然スレート	平葺	6,710	
	1.5mm厚	4,020	
合成樹脂板	ポリエステル大波板	1.0mm厚	3,330
		0.8mm厚	2,930
	アクリル	3.0mm厚	6,090
		2.0mm厚	5,280
塩化ビニル大波板	1.5mm厚	4,890	
	1.5mm厚	3,520	
	0.8mm厚	2,890	
アスファルトシングル		4,650	

7. 建具 (1.0m²当たり)

評点項目		評点数		
木製	サッシュ	スライド式(引違い、開き)	枠見込120mm	21,030
		枠見込100mm	17,150	
			枠見込90mm	15,180
		回転式	枠見込120mm	24,400
			枠見込100mm	19,580
		枠見込90mm	17,350	
	固定式(嵌殺し)		枠見込120mm	12,430
	枠見込100mm	10,440		
		枠見込90mm	9,000	
	板戸	上げ下げ	枠見込100mm	19,770
		杉	21,200	
	フラッシュ戸	ラワン合板	19,900	
単板張合板		67,270		
合成樹脂被覆合板		上	54,420	
		並	29,080	
しな合板	25,510			

評点項目		評点数		
建具	かまち戸	桧	37,880	
		杉	31,760	
		ラワン	26,070	
	ふすま	中	7,310	
		並	6,110	
	障子	猫間(ガラス共)	16,200	
		腰付額入(ガラス共)	8,120	
		腰付額なし	4,580	
	雨戸	杉	8,690	
		亜鉛鉄板	5,060	
	網戸	ステンレス網	8,590	
		合成樹脂網	4,580	
鋼製	サッシュ	スライド式(引違い、開き)	枠見込150mm	32,080
			枠見込100mm	26,930
			枠見込85mm	19,530
		回転式	枠見込150mm	38,300
			枠見込100mm	32,140
			枠見込85mm	23,410
	固定式(嵌殺し)	枠見込150mm	20,370	
		枠見込100mm	17,090	
		枠見込85mm	12,520	
	上げ下げ	枠見込150mm	56,620	
		枠見込100mm	47,470	
	バランス	枠見込85mm	34,110	
枠見込150mm		47,020		
すべり出し、突出し	枠見込100mm	39,330		
	枠見込85mm	28,910		
枠見込150mm	36,680			
枠見込100mm	30,880			

評点項目		評点数		
具	かまち戸	枠見込85mm	22,980	
		枠見込150mm	57,150	
		枠見込100mm	48,410	
		枠見込85mm	41,370	
	アングル戸	枠見込150mm	45,240	
		枠見込100mm	38,500	
		枠見込85mm	33,250	
	フラッシュ戸	枠見込150mm	59,350	
		枠見込100mm	50,260	
	雨戸	枠見込100mm	42,880	
		枠見込85mm	14,360	
	シャッター	パイプシャッター	36,010	
軽量タイプシャッター		17,970		
重量タイプシャッター		48,460		
グリルシャッター		54,540		
ホールディングゲート		21,560		
アルミニウム建具	サッシュ	スライド式(引違い、開き)	枠見込100mm	31,060
			枠見込70mm	19,780
		回転式	枠見込60mm	17,000
			枠見込100mm	37,150
			枠見込70mm	23,330
			枠見込60mm	19,940
	固定式(嵌殺し)	枠見込100mm	26,410	
		枠見込70mm	17,300	
	すべり出し	枠見込60mm	13,840	
		枠見込100mm	36,530	
	かまち戸	枠見込70mm	25,000	
		枠見込60mm	19,210	
フラッシュ戸	枠見込100mm	51,010		
	枠見込70mm	39,110		
シャッター	グリルシャッター	55,780		
	枠見込70mm	41,700		
シャッター	グリルシャッター	41,580		
	グリルシャッター	46,300		

評点項目		評点数		
アコーディオンドア(アルミ緑のもの)		19,380		
溝型ラ	網入プロフィル	7mm厚	38,280	
		6mm厚	37,600	
ガラス	透明115×115×95(mm)		47,070	
		透明145×145×95(mm)	36,770	
		透明190×190×95(mm)	29,890	
		色物145×145×95(mm)	43,070	
ガ	普通板ガラス・フロート	透明	6mm厚	3,850
			5mm厚	2,750
			3mm厚	2,110
		すりガラス	6mm厚	4,830
			5mm厚	3,650
			3mm厚	2,460
型板ガラス	2mm厚	1,880		
	4mm厚	2,750		
ラ	網入板ガラス	磨き板	6.8mm厚	4,180
		10-0mm厚	6.8mm厚	16,990
ス	磨き板ガラス	8mm厚	5,880	
		5~6mm厚	3,850	
熱線吸収ガラス	フロート	5~6mm厚	5,060	
		3mm厚	2,510	
		5.0~6.8mm厚	9,820	
		網入磨き板	3mm厚	6,330
合わせガラス	フロート	5mm+	15,080	
		3mm+	9,940	
3mm+	3mm+	9,940		
3mm+	3mm+	12,770		

シャッター	ホールディングゲート	31,950
	真鍮網	6,440
網戸	ステンレス網	4,680
	合成樹脂網	3,350
ジャロジー サッシュ	枠見込 70mm	60,660
	枠見込150mm	100,250
かまち戸	枠見込100mm	91,260
	枠見込150mm	158,850
フラッシュ戸	枠見込100mm	135,020
	枠見込150mm	176,120
シャッター	シャッター	147,800
	シャッター	81,390
	グリルシャッター	88,610
	パイプシャッター	80,860
シャッター	ホールディングゲート	64,850
サッシュ (引違い)		114,100
出入口ドア		214,940
強化ガラス戸	自動	368,540
	手動	181,090
アクリル戸	自動	287,950
	手動	85,690

強化ガラス	熱線吸収板	5mm厚	
		3mm+3mm厚	10,620
	磨き板	10mm厚	16,410
		6mm厚	7,670
着色板	8mm厚	15,860	
	6mm厚	8,690	
複層ガラス	普通板	16mm厚	11,680
		12mm厚	8,570
	熱線吸収板	16mm厚	12,140
ガラス熱線反射	ブロンズ	10mm厚	13,310
	ブルー	10mm厚	13,310
ガラスステンド	複雑な形でリブ上等のもの		224,400
	形、リブ共上等のもの		194,700
	形、リブ共普通のもの		160,600

8 加算評点項目
(1) 塗装 (1.0m²当たり)

評点項目	評点数
油性ペイント	1,150
酒精ペイント	1,670

評点項目	評点数	
合成樹脂系エマルジョンペイント	1,050	
合成樹脂系ペイント	上	2,650
	並	1,980
ラッカー	上	3,690
	並	2,290
耐酸ペイント	2,050	
特殊ペイント	防水塗料	1,160
	多彩塗料	1,840

(2) 吹付 (1.0m²当たり)

評点項目	評点数	
砂壁状合成樹脂吹付	710	
吹付	ビニル系	1,200
	化粧用セメント	710
砂壁状セメント系吹付	厚付型セメント	2,060
	ひる石系	1,800
陶磁器質状吹付	セメント系	2,450
	エポキシ樹脂系	3,820
	磁器質系	1,240
ロックウール吹付 (岩綿)	2,020	
ロックウール吹付	2,180	
コルク吹付	1,900	
色セメント吹付	240	
現場調合モルタル吹付	800	
繊維壁吹付	850	
樹脂入スタッコ吹付	1,820	

(3) 下地等 (1.0m²当たり)

評点項目	評点数
メタルラスタ下地	510
断熱・吸音材	360

(4) 天窓 (1個当たり)

評点項目	評点数	
天窓	固定式	84,460
	開閉式	129,660

別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表

1 事務所、銀行用建物及び2～7以外の建物 (全改：昭47.12告示第304号、全改：平05.11告示136号)

構造別区分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9877	1	0.9840	1	0.9822	1	0.9765	1	0.9667
2	0.9754	2	0.9680	2	0.9644	2	0.9529	2	0.9333
3	0.9631	3	0.9520	3	0.9467	3	0.9294	3	0.9000
4	0.9508	4	0.9360	4	0.9289	4	0.9059	4	0.8667
5	0.9385	5	0.9200	5	0.9111	5	0.8824	5	0.8333
6	0.9262	6	0.9040	6	0.8933	6	0.8588	6	0.8000
7	0.9139	7	0.8880	7	0.8756	7	0.8353	7	0.7667
8	0.9015	8	0.8720	8	0.8578	8	0.8118	8	0.7333
9	0.8892	9	0.8560	9	0.8400	9	0.7882	9	0.7000
10	0.8769	10	0.8400	10	0.8222	10	0.7647	10	0.6667
11	0.8646	11	0.8240	11	0.8045	11	0.7412	11	0.6333
12	0.8523	12	0.8080	12	0.7867	12	0.7177	12	0.6000
13	0.8400	13	0.7920	13	0.7689	13	0.6941	13	0.5667
14	0.8277	14	0.7760	14	0.7511	14	0.6706	14	0.5333
15	0.8154	15	0.7600	15	0.7333	15	0.6471	15	0.5000
16	0.8031	16	0.7440	16	0.7156	16	0.6235	16	0.4667
17	0.7908	17	0.7280	17	0.6978	17	0.6000	17	0.4333
18	0.7785	18	0.7120	18	0.6800	18	0.5765	18	0.4000
19	0.7662	19	0.6960	19	0.6622	19	0.5529	19	0.3667
20	0.7539	20	0.6800	20	0.6445	20	0.5294	20	0.3333

21	0.7416	21	0.6640	21	0.6267	21	0.5059	21	0.3000
22	0.7292	22	0.6480	22	0.6089	22	0.4824	22	0.2667
23	0.7169	23	0.6320	23	0.5911	23	0.4588	23	0.2333
24	0.7046	24	0.6160	24	0.5734	24	0.4353	24以上	0.2000
25	0.6923	25	0.6000	25	0.5556	25	0.4118		
26	0.6800	26	0.5840	26	0.5378	26	0.3882		
27	0.6677	27	0.5680	27	0.5200	27	0.3647		
28	0.6554	28	0.5520	28	0.5022	28	0.3412		
29	0.6431	29	0.5360	29	0.4845	29	0.3177		
30	0.6308	30	0.5200	30	0.4667	30	0.2941		
31	0.6185	31	0.5040	31	0.4489	31	0.2706		
32	0.6062	32	0.4880	32	0.4311	32	0.2471		
33	0.5939	33	0.4720	33	0.4134	33	0.2235		
34	0.5816	34	0.4560	34	0.3956	34以上	0.2000		
35	0.5693	35	0.4400	35	0.3778				
36	0.5569	36	0.4240	36	0.3600				
37	0.5446	37	0.4080	37	0.3423				
38	0.5323	38	0.3920	38	0.3245				
39	0.5200	39	0.3760	39	0.3067				
40	0.5077	40	0.3600	40	0.2889				
41	0.4954	41	0.3440	41	0.2711				
42	0.4831	42	0.3280	42	0.2534				
43	0.4708	43	0.3120	43	0.2356				
44	0.4585	44	0.2960	44	0.2178				
45	0.4462	45	0.2800	45以上	0.2000				
46	0.4339	46	0.2640						
47	0.4216	47	0.2480						
48	0.4093	48	0.2320						
49	0.3970	49	0.2160						
50	0.3847	50以上	0.2000						
51	0.3723								
52	0.3600								
53	0.3477								
54	0.3354								
55	0.3231								
56	0.3108								
57	0.2985								
58	0.2862								
59	0.2739								
60	0.2616								
61	0.2493								
62	0.2370								
63	0.2247								
64	0.2124								
65以上	0.2000								

2 住宅、アパート用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造（骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mm以下のもの）	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.8000	1	0.8000	1	0.8000	1	0.8000	1	0.8000
2	0.7500	2	0.7500	2	0.7500	2	0.7500	2	0.7500
3	0.7000	3	0.7000	3	0.7000	3	0.7000	3	0.7000
4	0.6912	4	0.6881	4	0.6865	4	0.6815	4	0.6706
5	0.6825	5	0.6762	5	0.6730	5	0.6630	5	0.6412
6	0.6737	6	0.6643	6	0.6595	6	0.6444	6	0.6118
7	0.6649	7	0.6524	7	0.6459	7	0.6259	7	0.5824
8	0.6561	8	0.6405	8	0.6324	8	0.6074	8	0.5529
9	0.6474	9	0.6286	9	0.6189	9	0.5889	9	0.5235
10	0.6386	10	0.6167	10	0.6054	10	0.5704	10	0.4941
11	0.6298	11	0.6048	11	0.5919	11	0.5519	11	0.4647
12	0.6211	12	0.5929	12	0.5784	12	0.5333	12	0.4353
13	0.6123	13	0.5810	13	0.5649	13	0.5148	13	0.4059
14	0.6035	14	0.5691	14	0.5514	14	0.4963	14	0.3765
15	0.5947	15	0.5572	15	0.5378	15	0.4778	15	0.3471
16	0.5860	16	0.5452	16	0.5243	16	0.4593	16	0.3177
17	0.5772	17	0.5333	17	0.5108	17	0.4407	17	0.2882
18	0.5684	18	0.5214	18	0.4973	18	0.4222	18	0.2588
19	0.5597	19	0.5095	19	0.4838	19	0.4037	19	0.2294
20	0.5509	20	0.4976	20	0.4703	20	0.3852	20以上	0.2000
21	0.5421	21	0.4857	21	0.4568	21	0.3667		
22	0.5334	22	0.4738	22	0.4433	22	0.3482		
23	0.5246	23	0.4619	23	0.4297	23	0.3296		
24	0.5158	24	0.4500	24	0.4162	24	0.3111		
25	0.5070	25	0.4381	25	0.4027	25	0.2926		
26	0.4983	26	0.4262	26	0.3892	26	0.2741		

27	0.4895	27	0.4143	27	0.3757	27	0.2556
28	0.4807	28	0.4024	28	0.3622	28	0.2371
29	0.4720	29	0.3905	29	0.3487	29	0.2185
30	0.4632	30	0.3786	30	0.3351	30以上	0.2000
31	0.4544	31	0.3667	31	0.3216		
32	0.4456	32	0.3548	32	0.3081		
33	0.4369	33	0.3429	33	0.2946		
34	0.4281	34	0.3310	34	0.2811		
35	0.4193	35	0.3191	35	0.2676		
36	0.4106	36	0.3072	36	0.2541		
37	0.4018	37	0.2953	37	0.2406		
38	0.3930	38	0.2834	38	0.2270		
39	0.3842	39	0.2715	39	0.2135		
40	0.3755	40	0.2596	40以上	0.2000		
41	0.3667	41	0.2476				
42	0.3579	42	0.2357				
43	0.3492	43	0.2238				
44	0.3404	44	0.2119				
45	0.3316	45以上	0.2000				
46	0.3228						
47	0.3141						
48	0.3053						
49	0.2965						
50	0.2878						
51	0.2790						
52	0.2702						
53	0.2615						
54	0.2527						
55	0.2439						
56	0.2351						
57	0.2264						
58	0.2176						
59	0.2088						
60以上	0.2000						

3 店舗及び病院用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9840	1	0.9822	1	0.9800	1	0.9733	1	0.9600
2	0.9680	2	0.9644	2	0.9600	2	0.9467	2	0.9200
3	0.9520	3	0.9467	3	0.9400	3	0.9200	3	0.8800
4	0.9360	4	0.9289	4	0.9200	4	0.8933	4	0.8400
5	0.9200	5	0.9111	5	0.9000	5	0.8667	5	0.8000
6	0.9040	6	0.8933	6	0.8800	6	0.8400	6	0.7600
7	0.8880	7	0.8756	7	0.8600	7	0.8133	7	0.7200
8	0.8720	8	0.8758	8	0.8400	8	0.7867	8	0.6800
9	0.8560	9	0.8400	9	0.8200	9	0.7600	9	0.6400
10	0.8400	10	0.8222	10	0.8000	10	0.7333	10	0.6000
11	0.8240	11	0.8045	11	0.7800	11	0.7067	11	0.5600
12	0.8080	12	0.7867	12	0.7600	12	0.6800	12	0.5200
13	0.7920	13	0.7689	13	0.7400	13	0.6533	13	0.4800
14	0.7760	14	0.7511	14	0.7200	14	0.6267	14	0.4400
15	0.7600	15	0.7333	15	0.7000	15	0.6000	15	0.4000
16	0.7440	16	0.7156	16	0.6800	16	0.5733	16	0.3600
17	0.7280	17	0.6978	17	0.6600	17	0.5467	17	0.3200
18	0.7120	18	0.6800	18	0.6400	18	0.5200	18	0.2800
19	0.6960	19	0.6622	19	0.6200	19	0.4933	19	0.2400
20	0.6800	20	0.6445	20	0.6000	20	0.4667	20以上	0.2000
21	0.6640	21	0.6267	21	0.5800	21	0.4400		
22	0.6480	22	0.6089	22	0.5600	22	0.4133		
23	0.6320	23	0.5911	23	0.5400	23	0.3867		
24	0.6160	24	0.5734	24	0.5200	24	0.3600		
25	0.6000	25	0.5556	25	0.5000	25	0.3334		
26	0.5840	26	0.5378	26	0.4800	26	0.3067		
27	0.5680	27	0.5200	27	0.4600	27	0.2800		
28	0.5520	28	0.5022	28	0.4400	28	0.2534		
29	0.5360	29	0.4845	29	0.4200	29	0.2267		
30	0.5200	30	0.4667	30	0.4000	30以上	0.2000		
31	0.5040	31	0.4489	31	0.3800				
32	0.4880	32	0.4311	32	0.3600				
33	0.4720	33	0.4134	33	0.3400				
34	0.4560	34	0.3956	34	0.3200				
35	0.4400	35	0.3778	35	0.3000				
36	0.4240	36	0.3600	36	0.2800				
37	0.4080	37	0.3423	37	0.2600				

38	0.3920	38	0.3245	38	0.2400
39	0.3760	39	0.3067	39	0.2200
40	0.3600	40	0.2889	40以上	0.2000
41	0.3440	41	0.2711		
42	0.3280	42	0.2534		
43	0.3120	43	0.2356		
44	0.2960	44	0.2178		
45	0.2800	45以上	0.2000		
46	0.2640				
47	0.2480				
48	0.2320				
49	0.2160				
50以上	0.2000				

4 百貨店、ホテル、旅館、料亭、待合、劇場及び娯楽場用建物

(全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、表題改正:平11.05告示132号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造（骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mm以下のもの）	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9840	1	0.9822	1	0.9771	1	0.9714	1	0.9600
2	0.9680	2	0.9644	2	0.9543	2	0.9429	2	0.9200
3	0.9520	3	0.9467	3	0.9314	3	0.9143	3	0.8800
4	0.9360	4	0.9289	4	0.9086	4	0.8857	4	0.8400
5	0.9200	5	0.9111	5	0.8857	5	0.8571	5	0.8000
6	0.9040	6	0.8933	6	0.8629	6	0.8286	6	0.7600
7	0.8880	7	0.8756	7	0.8400	7	0.8000	7	0.7200
8	0.8720	8	0.8578	8	0.8171	8	0.7714	8	0.6800
9	0.8560	9	0.8400	9	0.7943	9	0.7429	9	0.6400
10	0.8400	10	0.8222	10	0.7714	10	0.7143	10	0.6000
11	0.8240	11	0.8045	11	0.7486	11	0.6857	11	0.5600
12	0.8080	12	0.7867	12	0.7257	12	0.6571	12	0.5200
13	0.7920	13	0.7689	13	0.7029	13	0.6286	13	0.4800
14	0.7760	14	0.7511	14	0.6800	14	0.6000	14	0.4400
15	0.7600	15	0.7333	15	0.6571	15	0.5714	15	0.4000
16	0.7440	16	0.7156	16	0.6343	16	0.5429	16	0.3600
17	0.7280	17	0.6978	17	0.6114	17	0.5143	17	0.3200
18	0.7120	18	0.6800	18	0.5886	18	0.4857	18	0.2800
19	0.6960	19	0.6622	19	0.5657	19	0.4572	19	0.2400
20	0.6800	20	0.6445	20	0.5429	20	0.4286	20以上	0.2000
21	0.6640	21	0.6267	21	0.5200	21	0.4000		
22	0.6480	22	0.6089	22	0.4971	22	0.3714		
23	0.6320	23	0.5911	23	0.4743	23	0.3429		
24	0.6160	24	0.5734	24	0.4514	24	0.3143		
25	0.6000	25	0.5556	25	0.4286	25	0.2857		
26	0.5840	26	0.5378	26	0.4057	26	0.2572		
27	0.5680	27	0.5200	27	0.3829	27	0.2286		
28	0.5520	28	0.5022	28	0.3600	28以上	0.2000		
29	0.5360	29	0.4845	29	0.3371				
30	0.5200	30	0.4667	30	0.3143				
31	0.5040	31	0.4489	31	0.2914				
32	0.4880	32	0.4311	32	0.2686				
33	0.4720	33	0.4134	33	0.2457				
34	0.4560	34	0.3956	34	0.2229				
35	0.4400	35	0.3778	35以上	0.2000				
36	0.4240	36	0.3600						
37	0.4080	37	0.3423						
38	0.3920	38	0.3245						
39	0.3760	39	0.3067						
40	0.3600	40	0.2889						
41	0.3440	41	0.2711						
42	0.3280	42	0.2534						
43	0.3120	43	0.2356						
44	0.2960	44	0.2178						
45	0.2800	45以上	0.2000						
46	0.2640								
47	0.2480								
48	0.2320								
49	0.2160								
50以上	0.2000								

5 市場用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

構 造 別 区 分				
鉄骨鉄筋コンクリート	煉瓦造、コンクリート	鉄骨造（骨格材の肉厚	鉄骨造（骨格材の肉厚	鉄骨造（骨格材の肉厚

造 鉄筋コンクリート造		ブロック造及び石造		が4mmを超えるもの)		が3mmを超え4mm 以下のもの)		が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9822	1	0.9771	1	0.9771	1	0.9714	1	0.9600
2	0.9644	2	0.9543	2	0.9543	2	0.9429	2	0.9200
3	0.9467	3	0.9314	3	0.9314	3	0.9143	3	0.8800
4	0.9289	4	0.9086	4	0.9086	4	0.8857	4	0.8400
5	0.9111	5	0.8857	5	0.8857	5	0.8571	5	0.8000
6	0.8933	6	0.8629	6	0.8629	6	0.8286	6	0.7600
7	0.8756	7	0.8400	7	0.8400	7	0.8000	7	0.7200
8	0.8578	8	0.8171	8	0.8171	8	0.7714	8	0.6800
9	0.8400	9	0.7943	9	0.7943	9	0.7429	9	0.6400
10	0.8222	10	0.7714	10	0.7714	10	0.7143	10	0.6000
11	0.8045	11	0.7486	11	0.7486	11	0.6857	11	0.5600
12	0.7867	12	0.7257	12	0.7257	12	0.6571	12	0.5200
13	0.7689	13	0.7029	13	0.7029	13	0.6286	13	0.4800
14	0.7511	14	0.6800	14	0.6800	14	0.6000	14	0.4400
15	0.7333	15	0.6571	15	0.6571	15	0.5714	15	0.4000
16	0.7156	16	0.6343	16	0.6343	16	0.5429	16	0.3600
17	0.6978	17	0.6114	17	0.6114	17	0.5143	17	0.3200
18	0.6800	18	0.5886	18	0.5886	18	0.4857	18	0.2800
19	0.6622	19	0.5657	19	0.5657	19	0.4572	19	0.2400
20	0.6445	20	0.5429	20	0.5429	20	0.4286	20以上	0.2000
21	0.6267	21	0.5200	21	0.5200	21	0.4000		
22	0.6089	22	0.4971	22	0.4971	22	0.3714		
23	0.5911	23	0.4743	23	0.4743	23	0.3429		
24	0.5734	24	0.4514	24	0.4514	24	0.3143		
25	0.5556	25	0.4286	25	0.4286	25	0.2857		
26	0.5378	26	0.4057	26	0.4057	26	0.2572		
27	0.5200	27	0.3829	27	0.3829	27	0.2286		
28	0.5022	28	0.3600	28	0.3600	28以上	0.2000		
29	0.4845	29	0.3371	29	0.3371				
30	0.4667	30	0.3143	30	0.3143				
31	0.4489	31	0.2914	31	0.2914				
32	0.4311	32	0.2686	32	0.2686				
33	0.4134	33	0.2457	33	0.2457				
34	0.3956	34	0.2229	34	0.2229				
35	0.3778	35以上	0.2000	35以上	0.2000				
36	0.3600								
37	0.3423								
38	0.3245								
39	0.3067								
40	0.2889								
41	0.2711								
42	0.2534								
43	0.2356								
44	0.2178								
45以上	0.2000								

6 公衆浴場用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:昭53.11告示190号、全改:平05.11告示136号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート 造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9771	1	0.9765	1	0.9733	1	0.9619	1	0.9500
2	0.9543	2	0.9530	2	0.9467	2	0.9238	2	0.9000
3	0.9314	3	0.9294	3	0.9200	3	0.8857	3	0.8500
4	0.9086	4	0.9059	4	0.8933	4	0.8476	4	0.8000
5	0.8857	5	0.8824	5	0.8667	5	0.8095	5	0.7500
6	0.8629	6	0.8588	6	0.8400	6	0.7714	6	0.7000
7	0.8400	7	0.8353	7	0.8133	7	0.7333	7	0.6500
8	0.8171	8	0.8118	8	0.7867	8	0.6952	8	0.6000
9	0.7943	9	0.7882	9	0.7600	9	0.6571	9	0.5500
10	0.7714	10	0.7647	10	0.7333	10	0.6191	10	0.5000
11	0.7486	11	0.7412	11	0.7067	11	0.5810	11	0.4500
12	0.7257	12	0.7176	12	0.6800	12	0.5429	12	0.4000
13	0.7029	13	0.6941	13	0.6533	13	0.5048	13	0.3500
14	0.6800	14	0.6706	14	0.6267	14	0.4667	14	0.3000
15	0.6571	15	0.6470	15	0.6000	15	0.4286	15	0.2500
16	0.6343	16	0.6235	16	0.5733	16	0.3905	16以上	0.2000
17	0.6114	17	0.6000	17	0.5467	17	0.3524		
18	0.5886	18	0.5764	18	0.5200	18	0.3143		
19	0.5657	19	0.5529	19	0.4933	19	0.2762		
20	0.5429	20	0.5294	20	0.4667	20	0.2381		

21	0.5200	21	0.5058	21	0.4400	21以上	0.2000
22	0.4971	22	0.4823	22	0.4133		
23	0.4743	23	0.4588	23	0.3867		
24	0.4514	24	0.4352	24	0.3600		
25	0.4286	25	0.4117	25	0.3334		
26	0.4057	26	0.3882	26	0.3067		
27	0.3829	27	0.3646	27	0.2800		
28	0.3600	28	0.3411	28	0.2534		
29	0.3371	29	0.3176	29	0.2267		
30	0.3143	30	0.2940	30以上	0.2000		
31	0.2914	31	0.2705				
32	0.2686	32	0.2470				
33	0.2457	33	0.2234				
34	0.2229	34以上	0.2000				
35以上	0.2000						

7 工場、倉庫、発電所、変電所、停車場及び車庫用建物

(1) 一般用のもの ((2)及び(3)以外のもの) (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

構造別区分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造(骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造(骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9822	1	0.9800	1	0.9771	1	0.9692	1	0.9556
2	0.9644	2	0.9600	2	0.9543	2	0.9385	2	0.9111
3	0.9467	3	0.9400	3	0.9314	3	0.9077	3	0.8667
4	0.9289	4	0.9200	4	0.9086	4	0.8769	4	0.8222
5	0.9111	5	0.9000	5	0.8857	5	0.8462	5	0.7778
6	0.8933	6	0.8800	6	0.8629	6	0.8154	6	0.7333
7	0.8756	7	0.8600	7	0.8400	7	0.7846	7	0.6889
8	0.8578	8	0.8400	8	0.8171	8	0.7538	8	0.6444
9	0.8400	9	0.8200	9	0.7943	9	0.7231	9	0.6000
10	0.8222	10	0.8000	10	0.7714	10	0.6923	10	0.5556
11	0.8045	11	0.7800	11	0.7486	11	0.6615	11	0.5111
12	0.7867	12	0.7600	12	0.7257	12	0.6308	12	0.4667
13	0.7689	13	0.7400	13	0.7029	13	0.6000	13	0.4222
14	0.7511	14	0.7200	14	0.6800	14	0.5692	14	0.3778
15	0.7333	15	0.7000	15	0.6571	15	0.5385	15	0.3333
16	0.7156	16	0.6800	16	0.6343	16	0.5077	16	0.2889
17	0.6978	17	0.6600	17	0.6114	17	0.4769	17	0.2445
18	0.6800	18	0.6400	18	0.5886	18	0.4462	18以上	0.2000
19	0.6622	19	0.6200	19	0.5657	19	0.4154		
20	0.6445	20	0.6000	20	0.5429	20	0.3846		
21	0.6267	21	0.5800	21	0.5200	21	0.3539		
22	0.6089	22	0.5600	22	0.4971	22	0.3231		
23	0.5911	23	0.5400	23	0.4743	23	0.2923		
24	0.5734	24	0.5200	24	0.4514	24	0.2615		
25	0.5556	25	0.5000	25	0.4286	25	0.2308		
26	0.5378	26	0.4800	26	0.4057	26以上	0.2000		
27	0.5200	27	0.4600	27	0.3829				
28	0.5022	28	0.4400	28	0.3600				
29	0.4845	29	0.4200	29	0.3371				
30	0.4667	30	0.4000	30	0.3143				
31	0.4489	31	0.3800	31	0.2914				
32	0.4311	32	0.3600	32	0.2686				
33	0.4134	33	0.3400	33	0.2457				
34	0.3956	34	0.3200	34	0.2229				
35	0.3778	35	0.3000	35以上	0.2000				
36	0.3600	36	0.2800						
37	0.3423	37	0.2600						
38	0.3245	38	0.2400						
39	0.3067	39	0.2200						
40	0.2889	40以上	0.2000						
41	0.2711								
42	0.2534								
43	0.2356								
44	0.2178								
45以上	0.2000								

(2) 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷凍倉庫用のもの及び放射線放射性同位元素の放射線を直接受けるもの

(全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平11.03告示132号)

構造別区分				
鉄骨鉄筋コンクリート	煉瓦造、コンクリート	鉄骨造(骨格材の肉厚	鉄骨造(骨格材の肉厚	鉄骨造(骨格材の肉厚

造 鉄筋コンクリート造		ブロック造及び石造		が4mmを超えるもの)		が3mmを超え4mm 以下のもの)		が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9692	1	0.9667	1	0.9636	1	0.9500	1	0.9385
2	0.9385	2	0.9333	2	0.9273	2	0.9000	2	0.8769
3	0.9077	3	0.9000	3	0.8909	3	0.8500	3	0.8154
4	0.8769	4	0.8667	4	0.8545	4	0.8000	4	0.7538
5	0.8462	5	0.8333	5	0.8182	5	0.7500	5	0.6923
6	0.8154	6	0.8000	6	0.7818	6	0.7000	6	0.6308
7	0.7846	7	0.7667	7	0.7455	7	0.6500	7	0.5692
8	0.7538	8	0.7333	8	0.7091	8	0.6000	8	0.5077
9	0.7231	9	0.7000	9	0.6727	9	0.5500	9	0.4462
10	0.6923	10	0.6667	10	0.6364	10	0.5000	10	0.3846
11	0.6615	11	0.6333	11	0.6000	11	0.4500	11	0.3231
12	0.6308	12	0.6000	12	0.5636	12	0.4000	12	0.2615
13	0.6000	13	0.5667	13	0.5273	13	0.3500	13以上	0.2000
14	0.5692	14	0.5333	14	0.4909	14	0.3000		
15	0.5385	15	0.5000	15	0.4546	15	0.2500		
16	0.5077	16	0.4667	16	0.4182	16以上	0.2000		
17	0.4769	17	0.4333	17	0.3818				
18	0.4462	18	0.4000	18	0.3455				
19	0.4154	19	0.3667	19	0.3091				
20	0.3846	20	0.3333	20	0.2727				
21	0.3539	21	0.3000	21	0.2364				
22	0.3231	22	0.2667	22以上	0.2000				
23	0.2923	23	0.2333						
24	0.2615	24以上	0.2000						
25	0.2308								
26以上	0.2000								

(3) 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート 造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm 以下のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9771	1	0.9733	1	0.9714	1	0.9600	1	0.9467
2	0.9543	2	0.9467	2	0.9429	2	0.9200	2	0.8933
3	0.9314	3	0.9200	3	0.9143	3	0.8800	3	0.8400
4	0.9086	4	0.8933	4	0.8857	4	0.8400	4	0.7867
5	0.8857	5	0.8667	5	0.8571	5	0.8000	5	0.7333
6	0.8629	6	0.8400	6	0.8286	6	0.7600	6	0.6800
7	0.8400	7	0.8133	7	0.8000	7	0.7200	7	0.6267
8	0.8171	8	0.7867	8	0.7714	8	0.6800	8	0.5733
9	0.7943	9	0.7600	9	0.7429	9	0.6400	9	0.5200
10	0.7714	10	0.7333	10	0.7143	10	0.6000	10	0.4667
11	0.7486	11	0.7067	11	0.6857	11	0.5600	11	0.4133
12	0.7257	12	0.6800	12	0.6571	12	0.5200	12	0.3600
13	0.7029	13	0.6533	13	0.6286	13	0.4800	13	0.3067
14	0.6800	14	0.6267	14	0.6000	14	0.4400	14	0.2533
15	0.6571	15	0.6000	15	0.5714	15	0.4000	15以上	0.2000
16	0.6343	16	0.5733	16	0.5429	16	0.3600		
17	0.6114	17	0.5467	17	0.5143	17	0.3200		
18	0.5886	18	0.5200	18	0.4857	18	0.2800		
19	0.5657	19	0.4933	19	0.4572	19	0.2400		
20	0.5429	20	0.4667	20	0.4286	20以上	0.2000		
21	0.5200	21	0.4400	21	0.4000				
22	0.4971	22	0.4133	22	0.3714				
23	0.4743	23	0.3867	23	0.3429				
24	0.4514	24	0.3600	24	0.3143				
25	0.4286	25	0.3334	25	0.2857				
26	0.4057	26	0.3067	26	0.2572				
27	0.3829	27	0.2800	27	0.2286				
28	0.3600	28	0.2534	28以上	0.2000				
29	0.3371	29	0.2267						
30	0.3143	30以上	0.2000						
31	0.2914								
32	0.2686								
33	0.2457								
34	0.2229								
35以上	0.2000								

別表第14 非木造家屋部分別損耗減点補正率基準表 (略)

別表第15 耐用年数に応ずる減価率表 (略:償却資産関係)

参考:告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件
(平成11年5月18日 自治省告示第132号)

自治省告示第百三十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定に基づき、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続(昭和三十八年自治省告示第百五十八号)の一部を次のように改正し、平成十二年度分の固定資産税から適用する。
平成十一年五月十八日 自治大臣 野田 毅

第1章第3節一中「宅地の評価は、」を「宅地(本節四及び五に定めるものを除く。)の評価は、」に改める。

第1章第3節に次のように加える。

四 農業用施設の用に供する宅地の評価

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域(以下「農用地区域」という。)内に存する農業用施設(農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号又は第4号に規定する施設をいう。以下本節において同じ。)の用に供する宅地の評価は、付近の農地の価額を基準として求めた価額に当該宅地を農地から転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によってその価額を求める方法によるものとする。ただし、市街化調整区域内に存する農業用施設の用に供する宅地(農用地区域内に存するものを除く。)で、当該宅地の近傍の土地との評価の均衡上、上記の方法によって評価することが適当でないと認められるものについては、この限りでない。

五 生産緑地地区内の宅地の評価

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区(以下「生産緑地地区」という。)の区域内に存する宅地の評価は、当該生産緑地地区の区域内に存する同法第2条第1号に規定する農地等の価額を基準として求めた価額に当該宅地を当該農地等から転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を加えた価額によってその価額を求める方法によるものとする。ただし、生産緑地法第8条第1項ただし書に規定する行為に係る宅地で、生産緑地地区の区域外に存する宅地との評価の均衡上、上記の方法によって評価することが適当でないと認められるもの又は同法第14条の規定により生産緑地地区内における行為の制限が解除された宅地については、この限りでない。

第1章第5節一を次のように改める。

一 鉱泉水の評価

鉱泉水の評価は、当該鉱泉水の基準年度の前年度の価額に当該鉱泉水の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額の前基準年度における価額に対する割合を乗じて求める方法によるものとする。ただし、新たに鉱泉水となった土地又は上記の方法によって評価することが適当でないと市町村長が判断した鉱泉水地については、当該鉱泉水の鉱泉を利用する温泉地と状況が類似する温泉地に係る鉱泉水の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。また、湯温又はゆう出量等に急激な変化が生じたことにより、当該基準年度の前年度における価額を基礎として求めた価額が適当でないと認められるときは、必要に応じ、当該価額に増減する額を加算し、又は控除した後の価額によって当該鉱泉水の基準年度の価額を求める方法によるものとする。

第1章第5節中二及び三を削り、四を二とする。

第1章第12節二中「第3節」の次に「一から三まで」を加える。

第1章第12節に次のように加える。

三 鉱泉水の評価において用いる当該鉱泉水の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額及び前基準年度における価額は、第3節及び本節一によって求めた評価額とする。

第2章第1節一中「を評点一点当りの価額に」を「に評点一点当りの価額を」に改める。

第2章第1節二中「行なう」を「行つて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2章第1節三中「評点一点当り」を「評点一点当たり」に改め、同節三2(3)中「行なう」を「行う」に改め、同節三2(4)ア(エ)及び(オ)中「かかる」を「係る」に改め、同節三2(4)イ(ア)中「単位床面積当り評点数」を「単位床面積当り評点数」に、「かかる単位床面積当り評価見込額」を「係る単位床面積当り評価見込額」に改め、同節三2(4)イ(ウ)中「かかる」を「係る」に改め、同節三2(5)中「当たつて」を「当たつては」に改め、同節三2(4)イ(エ)中「かかる」を「係る」に改め、同節三2(5)中「当たつて」を「当たつては」に改め、同節三3(3)及び(4)中「行なう」を「行う」に改める。

第2章第1節四中「一棟(ひとね)」を「一棟(ひとね)」に、「さしつかえない」を「差し支えない」に改める。

第2章第1節五中「一棟(ひとね)」を「一棟(ひとね)」に改める。

第2章第1節六1中「行ない」を「行い」に改め、同節六2中「かかる」を「係る」に改める。

第2章第1節七中「電気設備(ネオンサイン、投光器、スポットライト、電話機、交換機及びタイムレコーダー等を除く。)、ガス設備、衛生設備、給排水設備、空調設備、消火設備、避雷設備、運搬設備、塵(じん)芥(かい)処理設備等の)」を「電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、運搬設備、清掃設備等の)」に改める。

第2章第2節21中「あたつては」を「当たつては」に改め、同節21(2)中「かかる」を「係る」に改め、同節21(3)中「一棟(ひとね)」を「一棟(ひとね)」に改め、同節23を次のように改める。

部分別	内 容
(1) 屋 根	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根小屋組(やねこやぐみ)、屋根仕上(やねあがり)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。
ア 屋根小屋組	
種 別	内 容
(ア) 和小屋組(わごやぐみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)(二重梁(にじゅうばり)、飛梁(とばり)を含む。)、小屋束(こやか)、小屋貫(こやかき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやぢかひ)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、極木(たぎ)
(イ) 洋小屋組(よごやぐみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(りくばり)、(梁狭(はりはさま)、二重梁(にじゅうばり)、火打梁(ひうちばり)を含む。)、合掌(がしやう)、真束(まつか)、対束(たいつか)、方杖(ほうざう)、小屋筋違(こやぢかひ)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、極木(たぎ)
イ 屋根葺仕上(やねぶきあがり)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)	裏板(うらいた)(野地板(のじいた)又は野地小舞(のじこまい)、土居葺(どいぶき)、(柿板(けけいた)、檜板(ひのけいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦葺(かわらざん)、土留葺(どどめざん)、葺土(ぶきつち)、屋根面葺仕上(やねめんぶきあがり)材料、(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(せむら)等)

(2) 基礎	建物を支える建物の基脚部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 準備工事</td> <td>敷地整理(しきちり)、水盛(みずり)、遺方(りかた)、根伐(ねぎり)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 地業工事</td> <td>砂利地業(じりじぎょう)、割栗地業(わりりじぎょう)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 基礎工事</td> <td>石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 準備工事	敷地整理(しきちり)、水盛(みずり)、遺方(りかた)、根伐(ねぎり)	(イ) 地業工事	砂利地業(じりじぎょう)、割栗地業(わりりじぎょう)	(ウ) 基礎工事	石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分		
種別	内容										
(ア) 準備工事	敷地整理(しきちり)、水盛(みずり)、遺方(りかた)、根伐(ねぎり)										
(イ) 地業工事	砂利地業(じりじぎょう)、割栗地業(わりりじぎょう)										
(ウ) 基礎工事	石材、コンクリート、れんが等で築造する基礎本体部分										
(3) 外壁	建物の外周壁(がいしゅうへき)の壁面仕上(へきめんしあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)				
種別	内容										
(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(4) 柱・壁体	建物の壁体骨組(へきたいこみ)を構成する部分のうち柱及び枠組壁体(わくくみかべたい)等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 土台</td> <td>側土台(かたどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 柱</td> <td>通柱(とほしら)、管柱(くだしら)</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 枠組壁体</td> <td>上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)</td> </tr> <tr> <td>(エ) その他</td> <td>筋違(すじがひ)、方杖(ほうじょう)、胴差(どうさし)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 土台	側土台(かたどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)	(イ) 柱	通柱(とほしら)、管柱(くだしら)	(ウ) 枠組壁体	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)	(エ) その他	筋違(すじがひ)、方杖(ほうじょう)、胴差(どうさし)
種別	内容										
(ア) 土台	側土台(かたどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)										
(イ) 柱	通柱(とほしら)、管柱(くだしら)										
(ウ) 枠組壁体	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)										
(エ) その他	筋違(すじがひ)、方杖(ほうじょう)、胴差(どうさし)										
(5) 内壁	間仕切壁の両面、外周内壁の壁面仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)				
種別	内容										
(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材等)										
(6) 天井	天井面の仕上部分とその取付下地部分をいい、これに含まれるものは、おおむね 次のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 竿縁天井(さおぐちてんじょう)</td> <td>釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぐち)、野縁(のぐち)、天井板</td> </tr> <tr> <td>(イ) 格天井(くわくてんじょう)</td> <td>釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(くわぐち)、野縁(のぐち)、鏡板、塗装</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 竿縁天井(さおぐちてんじょう)	釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぐち)、野縁(のぐち)、天井板	(イ) 格天井(くわくてんじょう)	釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(くわぐち)、野縁(のぐち)、鏡板、塗装				
種別	内容										
(ア) 竿縁天井(さおぐちてんじょう)	釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、竿縁(さおぐち)、野縁(のぐち)、天井板										
(イ) 格天井(くわくてんじょう)	釣木受(つぎうけ)、釣木(つぎ)、廻縁(まわりぶち)、格縁(くわぐち)、野縁(のぐち)、鏡板、塗装										
(7) 造作	建物の装飾等の目的をもって各部構造体に取り付けられるものをいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。 敷居(しきい)、鴨居(かまい)、長押(ながおし)、釣束(つぐく)、楣(まぐさ)、窓台(まどだい)、付鴨居(ついかまい)、畳寄(たたみよせ)、中束(なかつか)、無目(むめ)、上枠(うわく)、壁枠(たてわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、欄間(らんま)、手摺(てすり)、床間(とこま)(書院(しよん)、脇床(わきど)を含む。)										
(8) 床	叩床(たたきゆか)、転床(ころばしゆか)、束立床(つかたてゆか)及び階上床(かじょうゆか)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 叩床(たたきゆか)</td> <td>地盤面に直接割栗石(わりりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打ってモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 転床(ころばしゆか)</td> <td>玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 束立床(つかたてゆか)</td> <td>束石(つかいし)、束束(ゆかつか)、根欄貫(ねらんぬき)、大引(おびき)、大引受(おびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 階上床(かじょうゆか)</td> <td>梁(はり)、台輪(たいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうじょう)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	(ア) 叩床(たたきゆか)	地盤面に直接割栗石(わりりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打ってモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。	(イ) 転床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。	(ウ) 束立床(つかたてゆか)	束石(つかいし)、束束(ゆかつか)、根欄貫(ねらんぬき)、大引(おびき)、大引受(おびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)	(エ) 階上床(かじょうゆか)	梁(はり)、台輪(たいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうじょう)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)
種別	内容										
(ア) 叩床(たたきゆか)	地盤面に直接割栗石(わりりいし)を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打ってモルタル仕上、タイル仕上、人造石塗仕上等を施したもの。										
(イ) 転床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたもの。										
(ウ) 束立床(つかたてゆか)	束石(つかいし)、束束(ゆかつか)、根欄貫(ねらんぬき)、大引(おびき)、大引受(おびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)										
(エ) 階上床(かじょうゆか)	梁(はり)、台輪(たいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうじょう)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)										
(9) 建具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ふすま)、障子(しょうじ)、板戸、ガラス戸、雨戸及び出入口戸等をいう。										
(10) その他工事	(1) から(9) まで及び(11) のいずれの部分にも含まれない部分をいい、出窓、庇(ひさし)、樋(とい)及び階段等がこれに含まれる。										
(11) 建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。										

第2章第2節2-4(1)中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、同節2-4(2)中「標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、各市町村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用するものとする。」を「表しているものである。」に改め、同節2-5(1)中「こえて」を「超えて」に改める。

第2章第2節2-1(1)中「行なう」を「行う」に、「単位床面積当り再建築費評点数」を「延べ床面積1.0m²当り再建築費評点数」に改め、同節4-1(2)中「自治大臣が当該市町村について定める」を「積雪地域又は寒冷地域の級地の区分」(別表第9の2)に定める市町村ごとの」に、「こえる」を「超える」に改め、同節4-1(3)中「、又は」を「又は」に改め、同節4-1(4)中「一棟(は)」を「一棟(ひとば)」に改め、同節4-2(2)中「あたつては」を「当たつては」に改める。

第2章第2節2-1中「あたつては」を「当たつては」に改め、同節2-1(2)中「かかる」を「係る」に改め、同節2-1(3)中「一棟(むね)」を「一棟(ひとむね)」に改め、同節2-3を次のように改める。

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

部分別	内容
(1) 主体構造部	(鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、これを鉄筋で補強し、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主

	<p>体構造部分をいう。 (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打込んで硬化して構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。</p> <p>(鉄骨造) 形鋼と鋼板とを組合せ、ボルト接合又は溶(よ)接によつて構築した基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。</p> <p>(れんが、コンクリートブロック造) れんが又はコンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、通常鉄筋で補強した基礎、壁体(へきたい)、床版(ゆばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等の主体構造部分をいう。</p>
(2) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根切(ねぎり)工事、建物による荷重地盤の状況に応じて施工する杭打地業(かうちげい)及び割栗地業(わりりげい)等をいう。
(3) 外周壁骨組	建物の外周壁(がいゆうへき)の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。
(4) 間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。
(5) 外部仕上	建物の外周壁(がいゆうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(6) 内部仕上	建物の内周壁(ないゆうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(7) 床仕上	床の仕上部分とその下地部分をいう。
(8) 天井仕上	天井の仕上部分とその下地部分をいう
(9) 屋根仕上	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等を除いた屋根葺下地(やねふきしたじ)、仕上部分、防水層等をいう。
(10) 建具	窓、出入口等の建具及びその取付枠(とりつけか)並びにスチールシャッター等をいう。
(11) 特殊設備	劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の手摺(てすり)等に別に装飾を施したもの等をいう。
(12) 建築設備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。
(13) 仮設工事	敷地の仮囲(かりかき)、水盛(みづり)、遣方(やりかた)、足場、工事仮事務所等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。
(14) その他の工事	(1)から(13)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。

第2章第3節2(4)中「単位当り施工量」を「単位当たり施工量」に、「あたつては」を「当たつては」に改め、同節2(4)中「標準評点数は、」の次に「基準年度の賦課期日の属する年の2年前の1月現在の」を加え、「表わしているものであるから、各市町村の単位当り工事費等の実態からみて特に必要があるものについては、その実態に適合するように所要の補正をして適用するものとする。」を「表しているものである。」に改める。

第2章第3節2(4)を次のように改める。

(4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、使用資材等の数量が明確なときは、「単位当たり評点数」(別表第12の2)に掲げる評点数に当該使用資材等の数量を乗じて求めるものとする。

第2章第3節2(5)中「こえて」を「超えて」に改める。

第2章第3節3(1)中「行なう」を「行う」に改め、同節3(2)中「煉瓦造」を「れんが造」に改め、同節3(3)中「、又は」を「又は」に改め、同節3(4)中「一棟(ひとね)」を「一棟(ひとね)」に改める。

第2章第4節を次のように改める。

第4節 経過措置

一 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、別表第9の2で指定する市町村が関係する廃置分合又は境界変更があつた場合は、第2節4(2)及び第3節3(2)の規定の適用に当たつては、当該廃置分合又は境界変更に関する当該廃置分合又は境界変更前の市町村ごとの別表第9の2の級地の区分によるものとする。

二 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節3にかかわらず、1円に(1)に定める「物価水準による補正率」と(2)に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。)を基礎として市町村長が定めるものとする。

(1) 物価水準による補正率

① 木造家屋

指定市は、次表に掲げる率によるものとする。なお、指定市以外の市町村にあつては、原則として、当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。

指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90
盛岡市	0.90	新潟市	0.90	大阪市	1.00	高知市	0.90
仙台市	0.95	富山市	0.90	神戸市	1.00	福岡市	1.00
秋田市	0.90	金沢市	0.90	奈良市	0.95	佐賀市	0.90
山形市	0.90	福井市	0.90	和歌山市	0.95	長崎市	0.90
福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90
水戸市	0.95	長野市	0.90	松江市	0.90	大分市	0.90
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.90	岡山市	0.95	宮崎市	0.90
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90
浦和市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.90	那覇市	0.90
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90		

② 非木造家屋

全市町村を通じて1.00とする。

(2) 設計管理費等による補正率

全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積が10m²以下の簡易

な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。

三 固定資産税に係る平成12年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価額によつてその価額を求めるものとする。

(1) 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額

(2) 当該家屋の平成11年度の価額(平成11年1月2日以降に、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある家屋にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し、又は控除した後の価額)

四 市町村長は、三によつて固定資産税に係る平成12年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の平成11年度の価額を著しく超えない範囲内において、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

別表第5及び別表第6を次のように改める。

別表第5及び別表第6 削除

別表第8を次のように改める。

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物

※略：上記評価基準と同じ

2 専用住宅用建物以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、1専用住宅用建物の例によつて、木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

- (1) 共同住宅及び寄宿舎用建物
- (2) 併用住宅用建物
- (3) 農家住宅用建物
- (4) 酪農舎用建物
- (5) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物
- (6) 普通旅館及び料亭用建物
- (7) 事務所及び銀行用建物
- (8) 店舗用建物
- (9) 劇場用建物
- (10) 公衆浴場用建物
- (11) 病院用建物
- (12) 工場用建物
- (13) 倉庫用建物
- (14) 附属家用建物
- (15) 簡易附属家用建物
- (16) 土蔵用建物

別表第9 1中

47,000点未満	47,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 119,000点未満	119,000点以上	を	47,000点未満	47,000点以上 75,000点未満	76,000点以上 117,000点未満	117,000点以上
-----------	------------------------	-------------------------	------------	---	-----------	------------------------	-------------------------	------------

に改め、同表2中「漁業者住宅、農家住宅及び養蚕住宅用建物」を「農家住宅用建物」に改め、

52,000点未満	52,000点以上 90,000点未満	90,000点以上 117,000点未満	117,000点以上	を	51,000点未満	51,000点以上 89,000点未満	89,000点以上 115,000点未満	115,000点以上
-----------	------------------------	-------------------------	------------	---	-----------	------------------------	-------------------------	------------

に改め、同表3中「ホテル、旅館、料亭及び待合用建物」を「ホテル、旅館及び料亭用建物」に改め、

48,000点未満	48,000点以上 78,000点未満	78,000点以上 125,000点未満	125,000点以上 157,000点未満	157,000点以上	を
-----------	------------------------	-------------------------	--------------------------	------------	---

48,000点未満	48,000点以上 77,000点未満	77,000点以上 123,000点未満	123,000点以上 154,000点未満	154,000点以上
-----------	------------------------	-------------------------	--------------------------	------------

に改め、同表4中

47,000点未満	47,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 117,000点未満	117,000点以上	を	47,000点未満	47,000点以上 75,000点未満	75,000点以上 115,000点未満	115,000点以上
-----------	------------------------	-------------------------	------------	---	-----------	------------------------	-------------------------	------------

に改め、同表5中「劇場、映画館及び病院用建物」を「劇場及び病院用建物」に改め、

47,000点未満	47,000点以上 76,000点未満	76,000点以上 117,000点未満	117,000点以上	を	47,000点未満	47,000点以上 75,000点未満	75,000点以上 115,000点未満	115,000点以上
-----------	------------------------	-------------------------	------------	---	-----------	------------------------	-------------------------	------------

に改め、同表6中

66,000点未満	66,000点以上 90,000点未満	90,000点以上	を	65,000点未満	65,000点以上 89,000点未満	89,000点以上
-----------	------------------------	-----------	---	-----------	------------------------	-----------

に改め、同表7中

32,000点未満	32,000点以上 40,000点未満	40,000点以上 52,000点未満	52,000点以上	を	32,000点未満	32,000点以上 40,000点未満	40,000点以上 51,000点未満	51,000点以上
-----------	------------------------	------------------------	-----------	---	-----------	------------------------	------------------------	-----------

に改め、同表8中

62,000点未満	62,000点以上 151,000点未満	151,000点以上	を	61,000点未満	61,000点以上 148,000点未満	148,000点以上
-----------	-------------------------	------------	---	-----------	-------------------------	------------

に改める。

別表第9の次に次の一表を加える。

別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分

※略：上記評価基準と同じ
別表第121を次のように改める。
1 事務所、店舗、百貨店用建物

※略：上記評価基準と同じ
別表第12の次に次の一表を加える。
別表第12の2 単位当たり評点数

※略：上記評価基準と同じ
別表第134中「百貨店、ホテル、旅館、料亭、待合、劇場及び娯楽場用建物」を「百貨店、ホテル、劇場及び娯楽場用建物」に改め、同表7(2)中「放射線」を「放射性同位元素の放射線」に改める。

備考 評価基準 No.22平成11年5月18日告示第1321号一部改正・主要部分新旧対照表

改正後 (No.22 平成11年05月18日告示第132号一部改正)	改正前 (No.21 平成10年03月16日告示第87号一部改正後)																																																																																																								
<p style="text-align: center;">第2章 家屋</p> <p style="text-align: center;">第4節 経過措置</p> <p>一 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、別表第9の2で指定する市町村が関係する廃置分合又は境界変更があった場合は、第2節 四1(2)及び第3節 三1(2)の規定の適用に当たっては、当該廃置分合又は境界変更に関する当該廃置分合又は境界変更前の市町村ごとの別表第9の2の級地の区分によるものとする。</p> <p>二 固定資産税に係る平成12年度から平成14年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三にかかわらず、1円に(1)に定める「物価水準による補正率」と(2)に定める「設計管理費等による補正率」とを相乗した率を乗じて得た額(小数点以下二位未満は、切り捨てるものとする。)を基礎として市町村長が定めるものとする。</p> <p>(1) 物価水準による補正率</p> <p>① 木造家屋</p> <p>指定市は、次に掲げる率によるものとする。なお、指定市以外の市町村にあつては、原則として、当該市町村の所在する都道府県における指定市の率によるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>指定市</th><th>率</th><th>指定市</th><th>率</th><th>指定市</th><th>率</th><th>指定市</th><th>率</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>札幌市</td><td>1.00</td><td>特別区</td><td>1.00</td><td>大津市</td><td>0.95</td><td>高松市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>青森市</td><td>0.90</td><td>横浜市</td><td>1.00</td><td>京都市</td><td>1.00</td><td>松山市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>盛岡市</td><td>0.90</td><td>新潟市</td><td>0.90</td><td>大阪市</td><td>1.00</td><td>高知市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>仙台市</td><td>0.95</td><td>富山市</td><td>0.90</td><td>神戸市</td><td>1.00</td><td>福岡市</td><td>1.00</td></tr> <tr><td>秋田市</td><td>0.90</td><td>金沢市</td><td>0.90</td><td>奈良市</td><td>0.95</td><td>佐賀市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>山形市</td><td>0.90</td><td>福井市</td><td>0.90</td><td>和歌山市</td><td>0.95</td><td>長崎市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>福島市</td><td>0.90</td><td>甲府市</td><td>0.90</td><td>鳥取市</td><td>0.90</td><td>熊本市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>水戸市</td><td>0.95</td><td>長野市</td><td>0.90</td><td>松江市</td><td>0.90</td><td>大分市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>宇都宮市</td><td>0.95</td><td>岐阜市</td><td>0.90</td><td>岡山市</td><td>0.95</td><td>宮崎市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>前橋市</td><td>0.95</td><td>静岡市</td><td>0.95</td><td>広島市</td><td>0.95</td><td>鹿児島市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>浦和市</td><td>0.95</td><td>名古屋市</td><td>1.00</td><td>山口市</td><td>0.90</td><td>那覇市</td><td>0.90</td></tr> <tr><td>千葉市</td><td>0.95</td><td>津市</td><td>0.95</td><td>徳島市</td><td>0.90</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>② 非木造家屋</p> <p>全市町村を通じて1.00とする。</p> <p>(2) 設計管理費等による補正率</p> <p>全市町村を通じて木造家屋1.05、非木造家屋1.10とする。ただし、木造家屋及び非木造家屋とも床面積が10m²以下の簡易な構造を有する家屋については設計管理費等による補正率は1.00とする。</p> <p>三 固定資産税に係る平成12年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い価額によつてその価額を求めるものとする。</p> <p>(1) 第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額</p> <p>(2) 当該家屋の平成11年度の価額(平成11年1月2日以降に、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある家屋にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し、又は控除した後の価額)</p> <p>四 市町村長は、三によつて固定資産税に係る平成12年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の平成11年度の価額を著しく超えない範囲内において、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。</p>	指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率	札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90	青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90	盛岡市	0.90	新潟市	0.90	大阪市	1.00	高知市	0.90	仙台市	0.95	富山市	0.90	神戸市	1.00	福岡市	1.00	秋田市	0.90	金沢市	0.90	奈良市	0.95	佐賀市	0.90	山形市	0.90	福井市	0.90	和歌山市	0.95	長崎市	0.90	福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90	水戸市	0.95	長野市	0.90	松江市	0.90	大分市	0.90	宇都宮市	0.95	岐阜市	0.90	岡山市	0.95	宮崎市	0.90	前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90	浦和市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.90	那覇市	0.90	千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90			<p style="text-align: center;">第2章 家屋</p> <p style="text-align: center;">第4節 経過措置</p> <p>一 固定資産税に係る平成9年度から平成11年度までの各年度における家屋の評価に限り、評点一点当たりの価額は、第1節三にかかわらず、自治大臣が別に指示する金額を基礎として市町村長が定めるものとする。</p> <p>二 固定資産税に係る平成9年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げる(1)又は(2)のいずれか低い 価額によつてその価額を求めるものとする。</p> <p>(1) 第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額</p> <p>(2) 当該家屋の平成8年度の価額(平成8年1月2日以降に、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情がある家屋にあつては、これらの事情によつて増減する額を加算し、又は控除した価額)</p> <p>三 市町村長は、二によつて固定資産税に係る平成9年度における各個の家屋の価額を求めることが、市町村の廃置分合又は境界変更があつたことにより当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合その他固定資産税の課税上極めて不適当と認められる場合においては、第1節から本節一までによつて求めた家屋の価額に基づき、当該家屋の平成8年度の価額を著しく超えない範囲内において、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。</p>
指定市	率	指定市	率	指定市	率	指定市	率																																																																																																		
札幌市	1.00	特別区	1.00	大津市	0.95	高松市	0.90																																																																																																		
青森市	0.90	横浜市	1.00	京都市	1.00	松山市	0.90																																																																																																		
盛岡市	0.90	新潟市	0.90	大阪市	1.00	高知市	0.90																																																																																																		
仙台市	0.95	富山市	0.90	神戸市	1.00	福岡市	1.00																																																																																																		
秋田市	0.90	金沢市	0.90	奈良市	0.95	佐賀市	0.90																																																																																																		
山形市	0.90	福井市	0.90	和歌山市	0.95	長崎市	0.90																																																																																																		
福島市	0.90	甲府市	0.90	鳥取市	0.90	熊本市	0.90																																																																																																		
水戸市	0.95	長野市	0.90	松江市	0.90	大分市	0.90																																																																																																		
宇都宮市	0.95	岐阜市	0.90	岡山市	0.95	宮崎市	0.90																																																																																																		
前橋市	0.95	静岡市	0.95	広島市	0.95	鹿児島市	0.90																																																																																																		
浦和市	0.95	名古屋市	1.00	山口市	0.90	那覇市	0.90																																																																																																		
千葉市	0.95	津市	0.95	徳島市	0.90																																																																																																				
<p>別表第8 木造家屋再建築費評点基準表</p> <p>1 専用住宅用建物_____ (表略)</p> <p>2 専用住宅用建物_____以外の建物</p> <p>自治大臣は、次に掲げる建物について、1 専用住宅用建物_____の例によつて、木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。</p> <p>(1) 共同住宅及び寄宿舎用建物 (不明)</p>	<p>別表第8 木造家屋再建築費評点基準表</p> <p>1 専用住宅用建物普通建 (表略)</p> <p>2 専用住宅用建物普通建以外の建物</p> <p>自治大臣は、次に掲げる建物について、1 専用住宅用建物普通建の例によつて、木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。</p> <p>(1) 専用住宅用建物町家建 (不明)</p>																																																																																																								

- (2) 併用住宅用建物 (不明)
- (3) 農家住宅用建物 (不明)
- (4) 酪農舎用建物 (不明)
- (5) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物 (不明)
- (6) 普通旅館及び料亭用建物 (不明)
- (7) 事務所及び銀行用建物 (不明)
- (8) 店舗用建物 (不明)
- (9) 劇場用建物 (不明)
- (10) 公衆浴場用建物 (不明)
- (11) 病院用建物 (不明)
- (12) 工場用建物 (不明)
- (13) 倉庫用建物 (不明)
- (14) 附属家用建物 (不明)
- (15) 簡易附属家用建物 (不明)
- (16) 土蔵用建物 (不明)

- (2) 専用住宅用建物長屋建 (不明)
- (3) 共同住宅用建物 (不明)
- (4) 寄宿舎用建物 (不明)
- (5) 併用住宅用建物 (不明)
- (6) 漁業者住宅用建物 (不明)
- (7) 農家住宅用建物 (不明)
- (8) 養蚕住宅用建物 (不明)
- (9) 蚕室用建物 (不明)
- (10) 酪農舎用建物 (不明)
- (11) 煙草乾燥場用建物 (不明)
- (12) ホテル用建物 (不明)
- (13) 普通旅館、料亭用建物 (不明)
- (14) 団体旅館用建物 (不明)
- (15) 簡易旅館用建物 (不明)
- (16) 待合用建物 (不明)
- (17) 事務所用建物 (不明)
- (18) 銀行用建物 (不明)
- (19) 店舗用建物 (不明)
- (20) 劇場用建物 (不明)
- (21) 映画館用建物 (不明)
- (22) 公衆浴場用建物 (不明)
- (23) 病院用建物 (不明)
- (24) 工場用建物 (不明)
- (25) 倉庫用建物 (不明)
- (26) 附属家用建物 (不明)
- (27) 簡易附属家用建物 (不明)
- (28) 土蔵用建物 (不明)

別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

1 事務所、店舗、百貨店用建物
(表略)

2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、1 事務所、店舗、百貨店用建物の例によって、非木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて便覧するものとする。

- (1) 住宅、アパート用建物 (不明)
- (2) 病院、ホテル用建物 (不明)
- (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物 (不明)
- (4) 銀行用建物 (不明)
- (5) 工場、倉庫、市場用建物 (不明)
- (6) 水力発電所用建物 (不明)
 - ア 発電機室関係建物 (不明)
 - イ 配電機室関係建物 (不明)
- (7) 住宅用コンクリートブロック造建物 (不明)
- (8) 軽量鉄骨造建物 (不明)
 - ア 住宅、アパート用建物 (不明)
 - イ 工場、倉庫、市場用建物 (不明)
 - ウ 事務所、店舗、百貨店等建物 (不明)

別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

1 事務所、店舗、百貨店用建物
(表略)

2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物

自治大臣は、次に掲げる建物について、1 事務所、店舗、百貨店用建物の例によって、非木造家屋再建築費評点基準表を定め、各都道府県庁に備え置いて供覧するものとする。

- (1) 住宅、アパート用建物 (不明)
- (2) 病院、ホテル用建物 (不明)
- (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物 (不明)
- (4) 銀行用建物 (不明)
- (5) 工場、倉庫、市場用建物 (不明)
- (6) 水力発電所用建物 (不明)
 - ア 発電機室関係建物 (不明)
 - イ 配電機室関係建物 (不明)
- (7) 住宅用コンクリートブロック造建物 (不明)
- (8) 軽量鉄骨造建物 (不明)
 - ア 住宅、アパート用建物 (不明)
 - イ 工場、倉庫、市場用建物 (不明)
 - ウ 事務所、店舗、百貨店等建物 (不明)